



防衛装備庁

令和 8 年度

安全保障技術研究推進制度（委託事業）

（S B I R 制度対象）

公募要領

公募期間

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）～令和 8 年 5 月 2 0 日（水）正午（1 2 : 0 0）

【注意事項】

- 本制度への応募は、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。応募に先立ち、e-Rad への登録が必要になります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続を行ってください。
- 公募締切直前に提出されますと、応募書類の不備修正が必要になった場合の対応時間が十分に確保できず、公募期間内に受理されないことがあります。提出は十分な余裕をもってお願いします。
- 本制度は「委託事業」と「補助事業」にて実施されます。本公募要領は「委託事業」を対象としたものです。

※ 本公募は、令和 8 年度の予算成立が前提となります。

令和 8 年 3 月

防衛装備庁

目次

1. 安全保障技術研究推進制度の概要	5
1.1 制度の趣旨等	5
1.2 公募の概要及び委託業務の流れ	7
1.3 本委託事業のポイント	11
1.3.1 成果の公表について	11
1.3.2 知的財産権について	11
1.3.3 防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用について	11
1.3.4 研究の進め方について	12
1.3.5 研究終了後の協力について	12
2. 公募・選考方法と採択後の流れ	13
2.1 公募内容	13
2.2 応募資格	13
2.2.1 研究体制について	13
2.2.2 研究者の資格要件	13
2.2.3 研究代表者の資格要件	14
2.2.4 研究機関の資格要件	15
2.3 審査体制	15
2.4 審査の概要	16
2.4.1 審査等の流れ	16
2.4.2 審査における留意事項	17
2.5 審査の観点	18
2.6 採択後の手続等	21
2.6.1 審査結果の通知	21
2.6.2 業務計画書の作成	21
2.6.3 公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制の確認	21
2.6.4 委託契約について	22
2.6.5 契約に係るその他の留意事項	22
3. 研究の実施と評価等について	23
3.1 研究の実施	23
3.1.1 進捗管理	23
3.1.2 研究実施におけるその他の留意事項	23
3.1.3 研究成果等の公表及び調査への協力	23
3.2 研究実施中又は終了後の提出書類	24
3.2.1 業務完了届又は年度業務完了届の提出	24
3.2.2 会計実績報告書の提出	24
3.2.3 業務計画書の提出	24
3.2.4 研究成果報告書の提出	24
3.3 研究の評価	25

3.3.1	評価の体制	25
3.3.2	終了評価の実施	25
3.3.3	中間評価の実施	25
3.3.4	その他のタイミングでの中間評価	25
3.3.5	評価結果の反映	25
3.4	研究成果を外部へ公表する際の手続	25
3.5	知的財産権の帰属等	26
4.	研究課題の応募方法	27
4.1	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募	27
4.2	応募書類の作成	27
4.3	応募書類の提出	27
4.3.1	e-Rad による提出	27
4.3.2	公募期間	27
4.3.3	余裕をもった提出のお願い	27
4.4	応募書類の作成・提出時の細部要領	28
4.4.1	応募書類様式のダウンロード	28
4.4.2	応募書類のアップロード	28
4.4.3	画像ファイル形式	28
4.4.4	応募書類の登録	28
4.4.5	その他の留意事項	28
5.	応募に当たっての留意点	30
5.1	研究機関の要件・責務等	30
5.2	研究費について	31
5.2.1	研究費の内訳	31
5.2.2	研究費の年度内執行の原則	31
5.2.3	研究費の支払い	31
5.2.4	研究費の精算について	31
5.2.5	直接経費からの研究代表者の人件費支出	32
5.2.6	直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度（バイアウト制度）	32
5.2.7	間接経費の執行に係る共通指針	32
5.2.8	本委託事業の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等	32
5.2.9	博士課程学生の処遇の改善について	33
5.3	SBIR 制度について	34
5.4	競争的研究費の適正な執行に関する指針	34
5.5	事実と異なる応募書類の提出に対する措置	34
5.6	本制度内での重複応募について	34
5.7	他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況	35
5.8	不合理な重複・過度の集中に対する措置	35

5.9	研究費の不正使用等への対応	36
5.10	研究活動の不正行為に対する措置	37
5.11	他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置 ..	37
5.12	研究機関における研究インテグリティの確保について	38
5.13	研究セキュリティの確保に関する取り組みについて	38
5.13.1	特定研究開発プログラムの指定について	38
5.13.2	リスクマネジメントの具体的内容について	38
5.13.3	リスクマネジメントの結果の提出期限について	38
5.13.4	リスクマネジメントの結果の確認について	39
5.13.5	個人情報の取扱いについて	39
5.13.6	手順書違反が生じた場合の措置について	39
5.14	法令・倫理規定等の遵守について	39
5.15	安全保障貿易管理について	39
5.16	関係法令等に違反した場合の措置	40
5.17	応募情報及び個人情報の取扱い	40
5.18	e-Rad 上の情報の取扱いについて	40
5.19	研究者情報の researchmap への登録のお願い	41
5.20	委託業務において購入した物品等の取扱い	41
5.21	研究データマネジメントについて	42
5.22	その他事務手続について	42
5.23	問い合わせ先	43
6.	結言	44

別紙1 令和8年度公募に係る研究テーマについて（共通）

別紙2 令和8年度安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領（共通）

別紙3 研究費の取扱区分表（委託事業）

別紙4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について（共通）

別紙5 研究セキュリティに関する質問票

1. 安全保障技術研究推進制度の概要

1.1 制度の趣旨等

安全保障技術研究推進制度では、先進的な基礎研究を公募します。特に、革新性を有するアイデアに基づき、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。

本制度は革新的・萌芽的な技術を発掘・育成するための事業です。本制度は、令和7年度より委託事業及び補助事業にて実施されています。本制度は研究テーマに関連した分野であれば、どのような内容で応募するかは応募者の自由です。研究テーマとして例示している、本制度で求める基礎研究の具体例を参考にいただき、皆様の自由な発想でご応募ください。

委託事業では、大学、国立研究開発法人、民間企業等を対象に研究を公募します。

委託事業は、SBIR制度の指定補助金等に指定されておりますので、技術系スタートアップ企業の方のご応募も期待しています。

補助事業では、大学、国立研究開発法人等に所属の研究者を対象に研究を公募します。補助事業で取得した資産は、補助事業の完了後においても、補助事業の目的に従って、利用することができます。

なお、補助事業は民間企業にご所属の方は応募いただけませんので、大学・国立研究開発法人等と民間企業のグループでの研究実施をご検討されている場合は委託事業への応募をご検討ください。また、委託事業と補助事業のうち防衛装備庁が指定する事業で採択されることに差し支えない場合は、委託事業及び補助事業の双方において、同内容で応募することが出来ます。

本制度では、既存技術や知識の実用化に向けた工夫等、応用研究や開発は対象とはなりません。また、真理の探究のみを目的とした純粋な学術研究も本制度で望んでいるものではありません。本制度では、基礎原理に根差す新たな発想や、基礎原理に立ち返って本質の探究を行うことにより、新領域の開拓や新たな波及効果等が期待できる、革新的な目的指向の基礎研究が望まれています。

本制度の対象はあくまでも基礎研究であり、防衛装備品そのものや、防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではありません。そのため、採択審査の観点に防衛装備品への応用可能性は含めておらず、外部有識者からなる委員会に、科学的・技術的見地から審査していただく仕組みとしています。仮に、すぐに防衛装備品に適用可能と考えられる、成熟した技術をお持ちであっても、本制度では対象となりませんので注意してください。

なお、本制度による研究成果を装備品につなげるためには、更なる基礎研究・応用研究の積み重ねや、多様な既存技術との組み合わせ等が必要であると考えており、防衛装備品そのものを目指した応用研究や開発は、防衛装備庁が本制度とは別に、自ら行うこととしています。

本制度では研究成果が広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを期待しています。そのため、本制度における研究成

果について、将来にわたって公表を制限することはありません。また、本制度における研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定し、研究者による自由な活用を制限することもあります。さらに、他の競争的研究費制度と同様、知的財産権を受託者又は補助事業者に帰属させることが可能です。これまでに本制度で得られた多数の研究成果が学会等を通じて公表されており、知的財産権も取得されています（本制度のHP¹を参照）。これらは本制度が、「防衛技術指針2023²」で述べられている「技術的優越の確保と先進的な能力の実現」のため、中長期的観点から、有望な萌芽的技術を先手を打って発掘・育成することにより、新たな技術基盤を創り、将来にわたって技術的優越を確保することを狙っているためです。

なお、国費を原資とする他の競争的研究費制度と同様、研究の円滑な実施や予算の適正な執行を図る観点で進捗管理を行いますが、これは研究の内容に介入するためのものではありません。研究者の自由な発想こそが、革新的な成果を獲得する上で重要と考えているため、研究は研究者ご自身のお考えで自主的・自律的に行っていただきます。

委託事業においては、ご応募いただいた研究内容に基づいて、防衛装備庁と代表研究機関との間で委託契約を締結していただきますので、当初の契約内容から研究内容の変更がなされる場合には、両者の合意が必要です。

以上でご説明したとおり、本制度は基礎研究に取り組む研究者の皆様にとって、使いやすいものとなるように心がけており、「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」の内容も適宜反映させております。

本制度にご理解をいただければ、別紙1に示す研究テーマと合致する研究をお考えの方は、ぜひご応募をご検討ください。

何かご不明な点、詳細を確認したい点等がございましたら、5. 23に示す問い合わせ先まで、お気軽にお問い合わせください。

¹ <https://www.mod.go.jp/atla/funding/seika.html>

² <https://www.mod.go.jp/atla/guideline2023/index.html>

1.2 公募の概要及び委託業務の流れ

本委託事業では、他の競争的研究費制度と同様に、対象とする研究テーマを提示した上で研究課題を公募し、外部有識者による審査の上、採択する研究課題（以下「採択課題」という。）を決定します。決定後、採択された者が所属する機関との間で委託契約を締結し、研究を実施していただきます。また、研究期間の終了後には、終了評価を実施します。

本委託事業で公募する研究の概要、タイプ別の特徴等は以下のとおりです。いずれのタイプにおいても、新規性、独創性又は革新性のある基礎研究を求めています。研究費や新規採択予定数等、詳細については、表1を確認してください。

なお、研究費は1件当たりの最大金額を示しておりますが、採択時に一律に減額を求めるような対応はしておりませんので、応募する研究内容に応じて真に必要なとする金額のみを計上するようにしてください。

(1) 大規模研究課題（タイプS）

タイプSは、提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有効性を実証するところまでを目指した基礎研究を対象としております。その技術を応用した、実用化に向けた実証までを求めているものではありませんので注意してください。また、異なるバックグラウンドを持った研究者同士の協力が、ブレークスルーを誘発し、それによって新たなイノベーションが生み出されやすくなるものと認識しておりますので、分野横断的な研究体制を構築しての応募や、異なる研究機関同士が互いの強みを持ちあう研究体制（企業と大学、企業と国立研究開発法人等）を構築しての応募を推奨しています（研究実施体制の良否は審査の観点の一つ）。

タイプSで採択される際は、研究の遂行のために相応の研究費及び研究期間が妥当であると認められる必要があります。タイプSとして期待される研究課題の類型を以下に示します。

- 研究成果を得るために、大規模な試作や試験が必要な研究、又は数多くの試作や試験を繰り返す必要のある研究
- 研究機関や分野をまたいだ研究実施体制を構築するとともに、複数の研究計画を組合せて実施・管理する必要のある研究

ただし、研究内容をむやみに広げ、上限額近くまで経費を積み上げることや、研究期間を必要以上に長くとる計画は避けてください。

なお、タイプSの研究計画を立てる際には、実施内容に応じて、適切なタイミング（5か年度の研究課題の場合は、3年度目10月頃を目途とします。）で中間評価を受けることをあらかじめ想定した計画となるように、留意してください。

(2) 小規模研究課題（タイプA及びタイプC）

小規模研究課題は、最大3か年度の研究を委託するものであり、タイプA及びタイプCの2つのタイプからなります。

タイプAは、本委託事業において基本となるタイプであり、タイプSほどの研究費や研究期間が必須とは言えない規模の新規性、独創性又は革新性のある基礎研究で、研究の実現性

を判断できるよう、目標の適切性や具体性、研究実施環境の整備状況や予備的成果による研究の準備状況等も含めて審査対象としています。

タイプ C は、いずれかの研究テーマの趣旨に合致している限りにおいて、自由度の高い研究を採択することを目指したタイプです。特に、前例のない独創的な切り口から新しい知見を切り拓くようなリスクの高い研究の応募を求めています。このような研究の成果は、独創的なアイデア自体の検証であることから、独創的な着想（アイデア）及び応募者の研究能力を中心に審査します。応募書類でも先行研究等による予備的成果等を示すのではなく、提案するアイデアが実現できると見込まれる理由を記載することとしています。このため、若手研究者にとっても応募しやすいタイプとなっております。このように、タイプ C は単純にタイプ A よりも小規模な研究を求めているという性格ではなく、より一層チャレンジングな応募を期待しています。

なお、各タイプでの審査における観点については、2. 5 も参照してください。

表 1 公募する研究の概要等

区分	大規模研究課題	小規模研究課題	
タイプ	タイプ S	タイプ A	タイプ C
研究期間	令和 8 年 1 2 月頃～ 令和 1 3 年 3 月 (最大 5 か年度)	令和 8 年 1 2 月頃～令和 1 1 年 3 月 (最大 3 か年度。1 か年度、2 か年度でも可)	
1 件当たりの研究費* ¹ (下限なし)	最大 2 0 億円／5 年 (1 0 億円、5 億円、1 億円 程度の規模でも応募可能)	最大 5, 2 0 0 万円／年 (3 千万円、1 千万円、 数百万円程度の規模でも 応募可能)	最大 1, 3 0 0 万円／年 (数百万円程度の規模 でも応募可能)
新規 採択予定数	8 件程度* ²	1 0 件程度* ²	若干数* ²
	予算の範囲内で採択数を決定します。* ³		
各タイプ の特徴	提案されたアイデア等を具 現化し、その可能性と有効性 を実証するところまでを目指 した基礎研究が対象。ただし、 実用化に向けた実証までを求 めているものではありません。	新規性、独創性又は革新 性のある、研究テーマに 合致した基礎研究が対象。	より一層、独創的なアイ ディアに基づいた基礎研 究が対象。 (準備状況は不問)
契約形態	国庫債務負担行為による研究期間全体を通じた複数年度契約* ^{4, 5}		

* 1 1 研究課題当たりの直接経費及び間接経費（直接経費の原則 3 0 %）の合計。5. 2. 1 参照。

* 2 審査状況によって変更する可能性があります。

* 3 審査の過程において、2. 3 で規定する委員会の判断により、応募者と実施内容、経費、研究期間等を調整の上、応募時とは異なるタイプの研究課題として採択する可能性があります。

* 4 研究期間中に 3. 3. 3 又は 3. 3. 4 で規定する中間評価を受ける場合、その結果によっては、研究中途での配分する研究費の一部減額又は研究の中止があり得ます。

* 5 翌年度も研究を継続する予定である場合、年度末に進捗状況の確認等を実施し、その結果継続の可否が判断されます（契約は毎年度更新）。継続しない場合の判断に当たっては、3. 3. 1 で規定する委員会による 3. 3. 4 で規定する中間評価に基づくこととしています。

本委託事業における、委託業務の全体の流れを図1に示します。本委託事業への応募を希望する研究者は、【別紙1】に示す研究テーマを確認の上、いずれかの研究テーマの内容に沿った適切な研究課題を考案し、【別紙2】に示す応募書類に記入の上、公募期間中に提出してください。詳細は【別紙1】及び【別紙2】を参照してください。

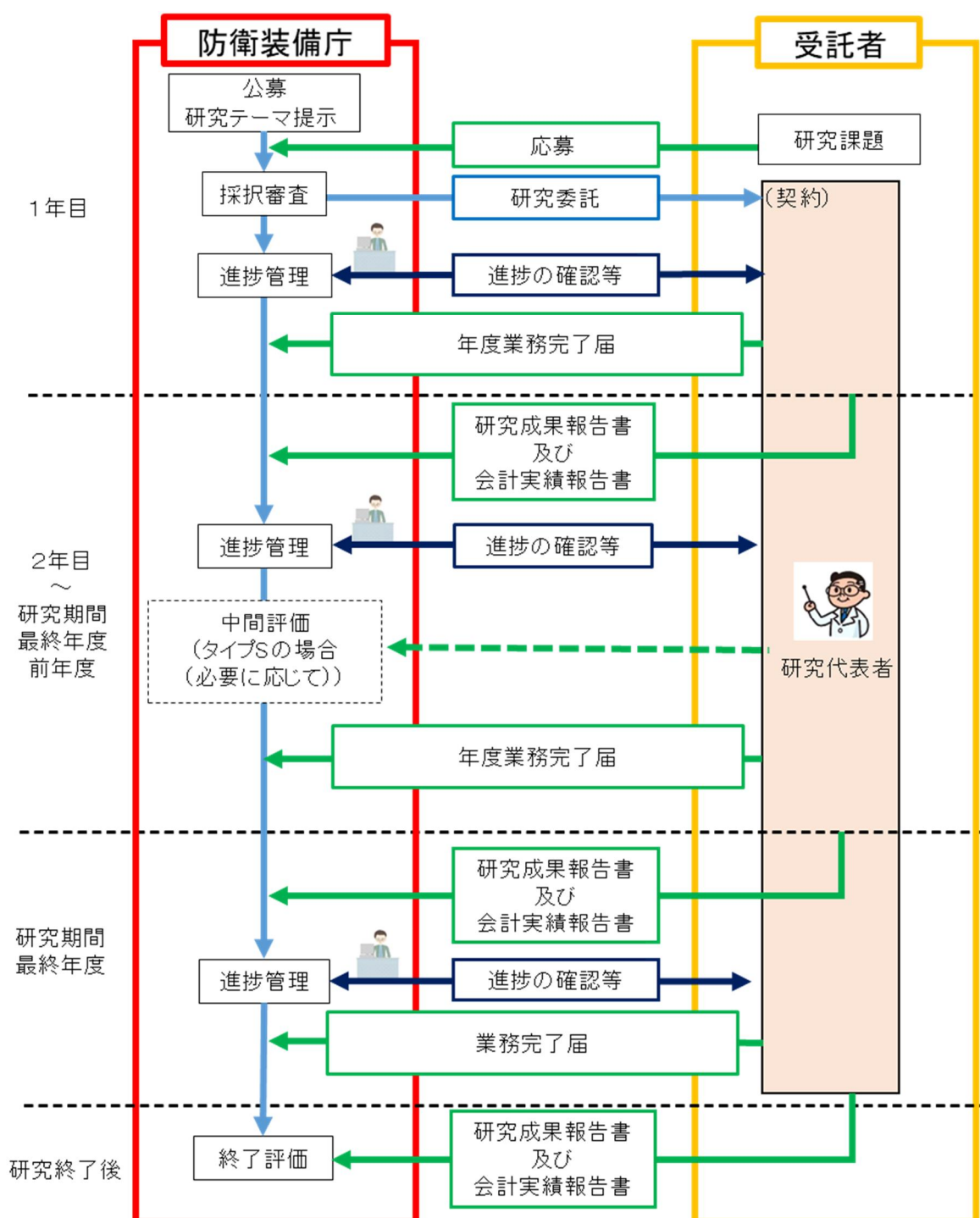


図1 委託業務の全体の流れ

1.3 本委託事業のポイント

- ・ 受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・ 特許権等の知的財産権については、日本版バイ・ドール制度に基づき受託者に帰属させることが可能です。
- ・ 特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・ 研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・ 防衛省職員が研究内容に介入することはありません。

1.3.1 成果の公表について

本委託事業は、基礎研究が対象であり、本委託事業による研究終了後も、民生分野において更に研究が進展することを期待するとの観点から、防衛装備庁が受託者による研究成果の公表を制限することはありません。

なお、受託者が希望した場合に限り、知財の取得等の関係で成果の一部を一定期間不開示することは許容しますが、研究成果を外部に公表しないことを前提とするような研究課題は認められません。受託者による図書、雑誌、論文や学会、展示会等による研究成果の発表に際しては、本委託事業による研究の成果であることを明記していただきます。細部は、別途公開している最新の「委託契約事務処理要領³」及び後述の3.4を確認してください。

1.3.2 知的財産権について

研究を実施することにより取得した特許権等⁴及び著作権等⁵の知的財産権については、研究機関に帰属させることができます。細部は、別途公開している最新の「委託契約事務処理要領」及び後述の3.5を確認してください。

1.3.3 防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用について

いかなる場合であっても、特定秘密⁶を始めとする秘密⁷を受託者に提供することはありません。

³ <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> から最新版をダウンロード可能です。

⁴ 特許法（昭和34年法律第121号）により定められた特許権、同法第29条第1項における特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）により定められた実用新案権、同法第3条第1項における実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）により定められた意匠権、同法第3条第1項における意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）により定められた回路配置利用権、同法第3条第1項における回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）により定められた育成者権、同法第3条第1項における品種登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するものをいう。

⁵ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及び外国におけるこれに相当するものをいう。

⁶ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する「特定秘密」をいいます。

⁷ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する「特別防衛秘密」、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項に規定する「秘密」及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する「秘密」をいいます。

ん。また、本委託事業による委託業務実施の過程で生じたいかなる研究成果についても、特定秘密その他秘密に指定することはありません。

また、応募に当たって、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用を前提とするような研究課題は避けてください。審査の対象外となる場合があります。ただし、研究を実施する過程で、防衛装備庁が保有する情報又は施設の利用が研究目的達成の上で有効であると、受託者及び防衛装備庁の双方が認めた場合には、別途、利用について調整することとします。

1.3.4 研究の進め方について

防衛装備庁所属の研究者であるアドバイザーが、担当者として研究の進捗管理を実施しますので、ご協力をお願いします。

なお、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究内容に介入することはありません（後述の3.1.1を参照）。

1.3.5 研究終了後の協力について

本委託事業の受託者には、研究期間中又は終了後に、防衛装備庁が開催するシンポジウム等において、研究成果の発表、成果を取りまとめた冊子等への原稿の作成をお願いする場合があります。また、研究期間終了後、得られた研究成果の民生分野等における活用状況について、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」にのっとり追跡調査を行う「フォローアップ調査」等へのご協力をお願いすることがあります。

なお、本調査では、研究開発の状況、実用化への状況等について伺う予定です。このような活動は、研究期間終了後に発生するため、要する費用を本委託事業の直接経費で支出することはできませんが、対応いただくことについては、採択に当たっての条件であることをご理解願います。

なお、本委託事業に採択されて委託業務を行ったことにより、将来、防衛省又は防衛装備庁が実施する研究開発事業への参加を強制されることはありません。

2. 公募・選考方法と採択後の流れ

2.1 公募内容

今回、本委託事業で公募する研究テーマの詳細は【別紙1】を参照してください。令和8年度から、新たに医療・医工学系の研究テーマが追加されました。応募者は、この研究テーマの中から一つを選び、その研究テーマで求めている内容に沿った具体的な研究課題を考案して応募してください。その際、応募する研究内容に鑑みて、1. 2を参考に応募するタイプを選択してください。応募方法の詳細につきましては、4. 1以降を参照してください。

2.2 応募資格

2.2.1 研究体制について

研究者のうち、研究実施の中心となる代表者を「研究代表者」とします。研究者1名での応募であれば、その方が研究代表者となります。2名以上の研究者から構成される研究グループで応募される場合、必ず1名の研究代表者を選んでください。また、「研究代表者」以外の研究者を「研究分担者」とします。

なお、本委託事業に携わる関係者であって研究を実施しない者（実験を補助する技術員や事務作業を担当する事務員など、与えられた作業を実施する者、外部有識者等）は研究者には該当しませんので注意してください。

研究機関研究代表者が所属する研究機関を「代表研究機関」、「代表研究機関」以外の研究機関を「分担研究機関」とします。応募は、代表研究機関の承諾の下、研究代表者が行います。その際、研究分担者についても同様に、その者が所属している研究機関の承諾が必要です。

2.2.2 研究者の資格要件

全ての研究者は、研究を実施する能力のある以下のいずれかの機関に所属していることが必要です。

- ① 大学又は大学共同利用機関
- ② 高等専門学校
- ③ 研究を主な目的とする独立行政法人（国立研究開発法人を含みます）、特殊法人又は地方独立行政法人
- ④ 研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 民間企業⁸

また、これらの機関及び研究実施場所は、全て日本国内に所在していることが必要です。ただし、以下の者は研究者になることができません。

⁸ 民間企業は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1 民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）その他日本の法律に基づいて設立された法人であること。
- 2 応募した研究課題について実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本応募に係る技術研究のための拠点を有すること。
- 3 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

- 応募時又は研究実施時に国家公務員又は地方公務員⁹の職にある者（非常勤職員を除く）
- 防衛装備庁において研究に関する職（非常勤職員を除く）に従事し、当該職を離れてから5年を経過していない者
- 応募時又は研究実施時に防衛装備庁の非常勤職員である者
- 本制度の研究費の不正使用等¹⁰又は研究活動における不正行為¹¹等により、本制度への応募が制限されている者（後述の5. 9及び5. 10を参照）
- 国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度¹²において、研究費の不正使用等又は研究活動における不正行為等により応募が制限されている者（後述の5. 11を参照）
- 防衛省・防衛装備庁における科学技術関係予算（本制度の研究費を除く）による研究に関連して研究活動における不正行為等が認定され、当該不正行為等があったと認定された年度の原則として翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していない者

2. 2. 3 研究代表者の資格要件

研究代表者については、前項に加えて以下の条件を満足する必要があります。

- ① 日本国籍を有すること。
- ② 日本語による面接審査や評価に対応できること。
- ③ 研究期間中、応募時に所属していた代表研究機関に継続的に在籍できること
（代表研究機関の統合、分割や組織改編等の場合は除きます）。

研究代表者は、応募した研究課題の内容や面接等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有します。また、研究課題が採択された後は、引き続き当該研究課題全般について、総括的な責任を有するものとします。具体的には、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究の実施のみならず、研究者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究分担者の所掌を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、所属する研究機関によらず全ての研究分担者を含む研究グループ内における取りまとめ役としての役割を担うこととなります。特にタイプSの場合には、応募内容にもよりますが、研究代表者は複数の研究計画を管理する能力も求められます。そのため、全てのタイプにおいて、研究期間中の研究代表者の変更を伴うような応募は避けてください。研究期間中、要件のうち1つでも満たさなくなる等（退職等も含む）により、研究代表者としての責任を果たせなくなるが見込まれる方は、研究

⁹ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条に定義される独立行政法人、又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に定義される地方独立行政法人に所属する職員は除きます。

¹⁰ 故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用及び不正受給をいう。

¹¹ 発表された研究成果に示されたデータ、情報、調査結果等の故意又は重大な過失によるねつ造、改ざん又は盗用をいう。

¹² 以下のURLを参照してください。なお、URLは変更されることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin_r7.pdf

代表者にならないようお願いします。ただし、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」¹³（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における、出産・育児・介護等のライフイベントによる研究期間の中断や延長を妨げるものではありません。

2.2.4 研究機関の資格要件

本委託事業における委託契約は、防衛装備庁と代表研究機関との間で結びます。そのため、分担研究機関がある場合は、代表研究機関からの再委託契約を結んでください。

なお、代表研究機関を含む研究機関は以下の要件を満たしていることが必要です。

- ① 国内に所在し、日本の法律に基づく法人格を有していること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 代表研究機関は防衛省競争参加資格（全省庁統一資格¹⁴）「役務」の「A」、「B」、「C」、又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格の基準を満たす者であること。資格を取得していない場合は、契約時まで資格を取得する必要があります。なお、等級による申請可能な経費への制限はありません。
- ④ 防衛省又は防衛装備庁から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ ④より、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、防衛省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

この他、代表研究機関に関して、著しい経営の状況の悪化若しくは資産・信用度の低下の事実がある場合又は契約の履行がなされないおそれがあると認められる場合には、契約時に10%以上の契約保証金の納付を求めることがあります。

また、全ての研究機関は、公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制を構築するなど、適切な管理に努める必要があります。詳細は2.6.3及び5.1を確認してください。

2.3 審査体制

本制度における研究課題の採択、研究成果の評価その他必要な事項について、独立性、公平性及び透明性を確保した審査、評価又は審議を行うため、防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所に大学教授等の外部有識者からなる安全保障技術研究推進委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

¹³ 以下のURLを参照してください。なお、URLは変更されることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/danjyo_shishin.pdf

¹⁴ 本資格は、以下のホームページから手続きが可能です。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

委員会の委員（以下「評価委員」という。）には、評価委員として取得した一切の情報を、評価委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、自身の研究若しくは業務に利用しないこと等、秘密保持を遵守することが義務付けられています。また、評価委員のうち審査・評価対象研究課題の研究者の利害関係者となる評価委員は、防衛装備庁が別途定める基準に従い、当該研究課題の審査・評価には加わりません。評価委員の氏名等は、課題採択後、一般に公開します。

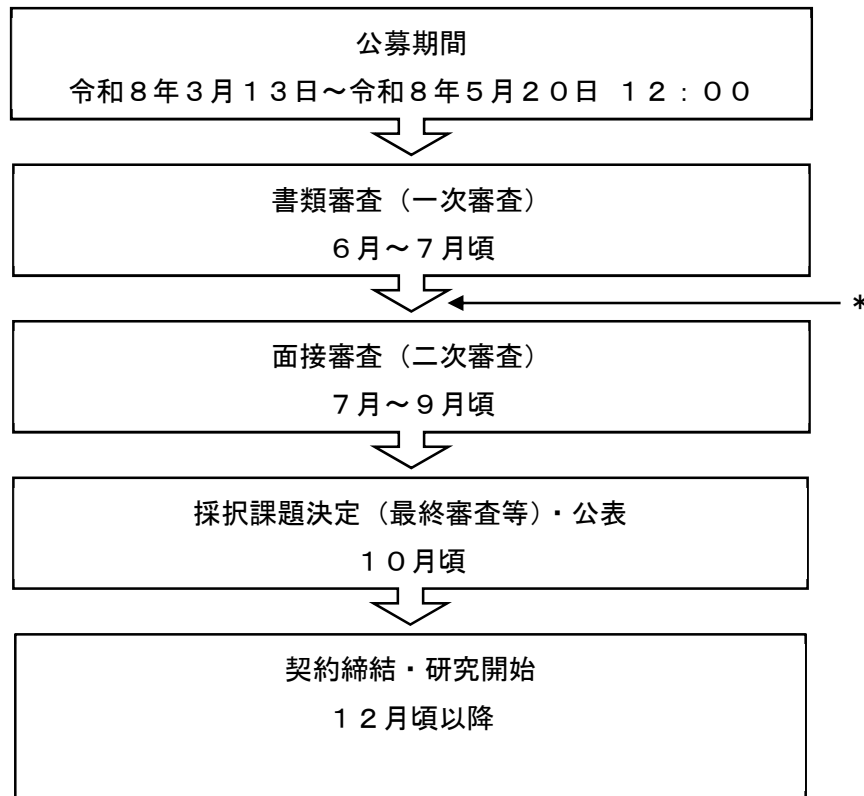
なお、本制度では、学際領域を含む幅広い研究領域にわたる研究テーマを対象として研究課題を募集しており、研究分野の広がりが大きいため、ピアレビュー（同分野の専門家による評価）が必ずしも有効に機能しません。そのため、本制度では、複数の専門領域の経験、学際的領域の開拓経験等、広い経験を有する専門家を中心として、委員会全体として対象領域をカバーするよう委員を構成し、委員同士の意見交換を重要視して評価する、エキスパートレビュー方式で審査・評価を実施しています。したがって、評価委員が研究内容・研究成果を正確に誤解なく理解しやすくするため、応募書類等の作成にあたっては、異なる専門分野の方が見ても、研究の意義や、解決すべき課題とその困難性、世界的に他の研究と比較した際の優位性、将来的な発展や実用化の可能性、成功した際に想定される社会的インパクト等が、論理的にわかりやすくなるよう、留意してください。

2.4 審査の概要

2.4.1 審査等の流れ

委員会による書類審査、面接審査により採択課題が決定されます。本委託事業における公募から採択課題決定、契約までのスケジュールの概略を図2に示します（書類審査から研究開始までの時期は目安です）。

なお、審査は、委託事業と補助事業の区別なく、同一のプロセスで実施します。



* 応募が多数の場合、書類審査の結果により面接審査対象を選定します。

図2 公募から契約までのスケジュールの概略

2.4.2 審査における留意事項

- (1) 本要領に記載された条件を満たしていない又は応募書類に不備等がある場合は、審査の対象とならないことがあります。
- (2) 研究要素に乏しく、研究機関の施設整備や既存技術の製品化等が主たる目的と見なされた場合、委員会の判断により、以降の審査の対象とならないことがあります。
- (3) 応募書類だけでは理論的又は実験的裏付けが十分に得られない場合や、研究の方法や計画が科学的・技術的に評価できる形で具体的に書かれていない場合等には、委員会の判断により、以降の審査の対象とならないことがあります。
- (4) 書類審査の結果については、面接審査の候補日のおおよそ1週間前までに、全ての応募者に対しメール等でご連絡いたします。面接審査の候補日は、当該連絡前に本制度のホームページに掲載しますので、適宜ご覧ください。面接審査の対象に選ばれた研究課題の研究代表者の方であっても、面接審査の実施日はご指定いただけませんのでご了承ください。
 なお、正式な採択、不採択の通知は、審査が全て終了してから実施します。また、審査の途中経過等に関するお問い合わせは一切受け付けておりません。
- (5) 面接審査では、研究代表者自身によるプレゼンテーションを行っていただきます。詳細は決まり次第ホームページで公開いたしますが、パワーポイントを用いて、研究の背景や意義、内容、アピールポイントなどを、10～20分程度（令和7年度実績：タイプS 1

5分、タイプA・C 10分)で発表していただき、その後評価委員との質疑応答に対応していただくことを予定しています。

なお、やむを得ない事情がある場合を除き、代理は認められません。また、面接審査に出席しなかった場合は、審査対象から除外されますので、注意してください。

なお、面接審査は東京都23区内の会議室又はオンライン会議で実施予定です。

- (6) 審査の過程において、より適切な研究計画となるよう、委員会よりコメントを出す場合があります（例：タイプSで応募されているが、まずは研究内容を絞ってタイプAとして実施してはどうか、〇〇の専門家を研究体制に組み入れてはどうか、中間目標を具体的に記載できないか、等。）。ただ、当該コメントに対してどのように対応するかは、応募者自身の判断でお決めいただきます。
- (7) 防衛装備庁幹部、関係者等へ採択の陳情を行う行為は厳に慎んでください。

2.5 審査の観点

審査は外部有識者からなる委員会が、科学的・技術的な見地から行います。審査においては、表2に示す観点に基づき、総合的に採点評価がなされます。これらの観点のうち、**革新性及び成果の波及効果については特に重視して審査されることから、革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨されます。そのため、確実に達成できそうな目標を設定するのではなく、よりチャレンジングな高い目標を目指していただくことを期待しています。**この他、タイプSとして応募された研究課題については、タイプSとする必要性等についても審査することとしています。

なお、防衛装備品への応用可能性については、審査の観点に入れておりません。

表2 審査項目と審査の観点

審査項目		審査の観点	
		タイプS、A	タイプC
1	研究の 発展性、 将来性	・応募内容が、該当する研究テーマで求めている内容に応えているか。 (研究テーマとの整合性) ・新規性、独創性又は革新性がある成果が期待され、実施する価値があるか。新規性、独創性又は革新性を有する内容であれば、いわゆるハイリスク研究も大いに推奨される。(成果の新規性、独創性、革新性) ・得られた成果が、学術分野や民生分野などの科学技術領域へ波及することが期待できるか。(成果の波及効果)	
2	研究の 有効性	・目標が理論的又は実験的な根拠に基づき具体的かつ明確に記載されているか。期間内の実現という観点から目標が適切に設定されているか。世の中の科学技術動向から見て極端に困難又は容易な目標になっていないか。目標の達成状況を客観的かつ定量的に検証可能とするような評価指標が提示されているか。 (目標の具体性、明確性、適切性) ・研究目標を達成するための研究計画は、個々の研究要素レベルに至るまで具体化されており、抜けや不必要な部分はないか。計画の進捗状況を検証できるようなマイルストーンが適切に設定されているか。目標実現のためにボトルネックとなる科学技術的な課題を分析し、これに対応した研究計画となっているか。目標を実現するための方法論に新規性、独創性又は革新性があり、類似研究に対する優位性が認められるか。(研究計画及び方法) ・研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。(必要経費)	・達成すれば科学技術分野に大きなインパクトを与えうる目標が設定されているか。(研究目標) ・独創的な着想に基づく研究の方法論が提案されており、ブレークスルーが期待できるか。(研究方法) ・研究計画に対する経費は必要十分であり、無駄のない計画となっているか。目標とは直接的な関連性に乏しい、例えば研究機関の基盤整備等のために経費が配分されていないか。(必要経費)

表2 審査項目と審査の観点（続き）

審査項目		審査の観点	
		タイプ S、A	タイプ C
3	研究の効率性	- 研究代表者及び研究分担者は研究を遂行するために十分な実績又は能力を有しているか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォート（研究者の全仕事時間¹⁵に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））を配分しているか。研究代表者は個々の研究遂行能力にとどまらず、研究全体をマネジメントする能力を有しているか。（<u>研究代表者等の能力</u>） - 設備備品等、研究を実施するための環境が事前に整備されているか、又は研究実施期間中の整備計画について十分検討がなされているか。目標の実現を期待させるような先行研究等による予備的成果が得られているか。（<u>研究の準備状況</u>） - 研究を実施するために、効率的な体制が構築されているか。研究者間の情報共有及び連携体制が具体的に構築され、研究代表者が研究全体を円滑に管理及び運営できる体制ができているか。研究分担者に関しては、担当する研究開発要素に対して適切な人材であるか。研究成果を持続的に発展させるために人材育成の観点を考慮した体制ができているか。（<u>研究実施体制</u>）	研究代表者及び研究分担者は独創的な着想に基づく研究を遂行するために十分な実績を有しているか、又は能力が期待されるか。本研究において能力を十分発揮できるだけのエフォートを配分しているか。（<u>研究代表者等の能力</u>）
4	その他	研究代表者等が当該応募以外に受け入れている研究費と、<u>不合理な重複や過度の集中</u>がないか。	

¹⁵ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

2.6 採択後の手続等

2.6.1 審査結果の通知

全ての審査終了後、全ての応募者（研究代表者）に対して、採択／不採択を通知いたします。採択通知に当たっては、採択条件として、応募された実施計画等の見直し、研究費の調整等が付される場合があります。不採択の場合は、簡単な不採択理由もメールでお伝えします。ただし、その内容等に関する問い合わせについては、回答できかねます。

また、採択課題については、課題名、課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名等をホームページ等で公表します。ただし、分担研究機関となる研究機関の名称等については、防衛装備庁の直接の契約相手ではないことから、その公表に当たっては当該機関の意向を尊重し、公表の意向がない場合は、公表しません。一方で、不採択となった研究課題については、その応募の有無、応募内容等は公表しません。

なお、応募情報の取扱いについては5.17及び5.18を参照してください。

2.6.2 業務計画書の作成

採択課題の研究代表者は、契約に先立ち、応募書類を基に委託契約事務処理要領に規定する「業務計画書」の案を作成し、3.1.1で規定する事務局と内容の調整をしていただきます。事務局は、応募書類との齟齬がないか、採択に当たって委員会から付された条件等が踏まえられているかを確認いたします。

なお、予算の上限額内に収めるため実施内容の実施時期や経費計画の修正を提案することがありますが、研究内容を不当にゆがめるものではありません。

業務計画書が確定した後は、委託契約事務処理要領に基づいて契約手続に入ります。契約金額は、審査結果等を踏まえた修正に伴い、申請額から減額される場合もあります。

2.6.3 公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制の確認

研究機関においては、研究機関の責任の下、研究費の適切な執行のための公的研究費の管理・監査体制の整備及び不正行為の防止のための必要な規定や体制の整備に努めていただきます。詳細は5.1を参照してください。

なお、公的研究費の管理・監査体制及び不正行為の防止のための体制又は管理手法が不適切であると判断された場合、配分する研究費の一部減額等の措置を行うことがありますので注意してください。

(1) 体制整備等自己評価チェックリストについて

採択課題の研究代表者が所属する代表研究機関は、5.1(1)に示す指針に関連し、他府省等で用いられているものと同様の「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。同チェックリストの提出をもって体制等の確認を行うこととしておりますので、チェックリストの提出がない場合、契約が締結できません。チェックリストについては、以下の防衛装備庁ホームページをご参照ください。また、令和7年4月1日以降に文部科学省にチェックリストを提出している場合は、当該チェックリストの提出によって、体制等の確認を受けることができます。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>

(2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の履修義務について

委託業務に参画するすべての研究者は、応募した研究課題が採択された後、委託契約の締結手続において、5. 1 (1)に示す指針にて求めているコンプライアンス教育及び5. 1 (2)に示す指針にて求めている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育を受講し、内容を理解していることが求められます。また、各研究機関からは、それらの履修報告を提出していただきます。

なお、研究機関が独自の教育プログラムや教材をお持ちでない場合などは、インターネット上で受講できるeラーニングを活用していただいても差し支えありません。

2. 6. 4 委託契約について

防衛装備庁は、採択課題の研究代表者と業務計画書及び委託契約に係る条件の調整を行った上で、研究代表者が所属する代表研究機関と委託契約を締結します。研究者個人との間で委託契約を締結することはありません。

本委託事業では、最大5か年度にわたる契約を締結することとなりますが、その際、年度ごとに必要な概算金額を定めることとなります。本契約に基づき各年度に支払われる金額は、契約段階で定めた年割額が上限となります。

なお、5. 2. 2で述べるとおり、当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となりますので注意してください。

2. 6. 5 契約に係るその他の留意事項

契約を締結するに当たっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（契約額を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択課題であっても契約に至らない場合があります。

また、防衛装備庁が分担研究機関と直接委託契約を締結することはありません。研究代表者が他研究機関の研究分担者と共同で研究を行う場合、所属機関同士で再委託契約の締結をお願いします。その際の契約書等の関係書類は、委託契約事務処理要領様式第1の第9条に準じ、5年間保存するようにしてください。電子データでの保存でも差し支えありません。

その他、研究代表者及び所属する代表研究機関は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」¹⁶（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めてください。

¹⁶ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

3. 研究の実施と評価等について

3.1 研究の実施

3.1.1 進捗管理

契約後、研究者は「業務計画書」に基づいて研究を実施してください。

研究課題の進捗管理は、本制度の運用を統括するプログラムディレクター（防衛装備庁の職員。以下「PD」という。）の指示の下、研究課題ごとに指名されるアドバイザー（防衛装備庁所属の研究者。）が中心となって行います。研究者は、アドバイザーと密接な連携を図ることが求められますのでご協力をお願いします。

アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPDが認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません。

また、本制度の運営全般の事務等の取扱いは、PDの統括の下、事務局である防衛イノベーション科学技術研究所（以下「事務局」という。）が担当します。ただし、事務局としての機能の一部は、外部に委託する予定です。

3.1.2 研究実施におけるその他の留意事項

- (1) 分担研究機関として業務計画書に明記されている場合を除き、直接研究内容に係わる業務について、本委託事業の研究費を使用して一部又は全部を再委託することはできません。
- (2) 予算上の制限によりやむを得ない場合には、研究費の減額又は研究の中止を求めることがあります。
- (3) 研究の質向上／技術基盤の育成の観点から、評価委員が（技術的な）アドバイスを行えるようにする計画です。ただし、研究の自律性確保を図るため、代表者から希望があった場合に限ることとします。
- (4) 当初計画した研究体制が大幅に変更（研究代表者の離脱を含む）された、当初計画の実現に重大な懸念が判明した等、研究課題の進捗に問題が生じる可能性がある場合は、速やかに事務局に報告してください。委員会の判断により、必要な調整を行う場合があります。

3.1.3 研究成果等の公表及び調査への協力

防衛装備庁が開催するシンポジウム等における成果の発表（プレゼンテーション）や、防衛装備庁が作成する冊子に掲載する原稿の作成を依頼することがありますので、研究者はご協力をお願いします。また、防衛装備庁が行う説明・発表において、ご了解をいただける範囲で、研究内容をご紹介します場合があります。

また、研究終了後、一定期間を経過したものについては、研究成果の活用状況の把握・分析を行うためのフォローアップ調査を行うことがありますので、研究者はご協力をお願いします。

3.2 研究実施中又は終了後の提出書類

3.2.1 業務完了届又は年度業務完了届の提出

研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約期間中の最終年度を除く毎年度、年度末までに「年度業務完了届」を提出していただきます。また、契約が完了したときは、契約期間内（通常、3月31日まで）に「業務完了届」を提出していただきます。

なお、これらは、契約管理上必要な、簡素な事務的文書であり、研究成果等をご記載いただくものではありません。

3.2.2 会計実績報告書の提出

研究代表者又は代表研究機関の契約担当者は、契約期間中の毎年度、原則5月31日までに前年度分の会計実績報告書を提出していただきます。また、契約が完了したときは、契約完了日の翌日から起算して61日以内（年度末が契約完了日の場合には5月31日まで）に「会計実績報告書」を提出していただきます。ただし、年度内精算を行う等、特定の条件の場合には、翌年度の4月中に当該年度分の支払額を確定し支払を終了する必要があります。この場合の提出書類及び提出時期は別途調整します。

3.2.3 業務計画書の提出

翌年度も研究を継続する予定の研究課題については、アドバイザーと調整の上、契約に基づき研究を実施している年度の進捗を取りまとめた資料及び契約変更等に必要となる「業務計画書」の案を提出していただきます。ただし、既に翌年度分の詳細な計画が記載されている業務計画書が、委託契約に含まれている場合は、この限りではありません。これら提出された情報に基づき、必要に応じて契約変更等の手続を行います。

なお、研究の進捗状況等から評価が必要と判断された場合には、委員会に諮った上で、研究の中止や「業務計画書」の変更等を行っていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。業務計画書の案の提出時期は、12月中旬～1月中旬頃を目処としてください（研究実施初年度は別途調整）。ただし、必要な場合は、その都度調整するものとします。

3.2.4 研究成果報告書の提出

本委託事業で得られた研究成果について、研究代表者は、年度ごと（研究期間の最終年度については全研究期間）に公表した成果又は公表予定の研究成果等を取りまとめた「研究成果報告書」を作成し、委託事業が完了した日の翌日から起算して61日以内（委託事業の廃止を承認したときは、当該承認の通知を受けた日の翌日から起算して61日以内）又は委託事業が完了した日の属する年度の翌年度の5月31日のいずれか早い日までに、防衛装備庁へ提出していただきます。

なお、外国語の論文等の場合には、提出時に日本語による概要等を添付していただく場合があります。また、研究成果報告書等の全部又は一部を印刷その他の方法により、防衛省が公表することがあります。

3.3 研究の評価

3.3.1 評価の体制

本委託事業における研究成果の評価（終了評価）、研究期間中に進捗状況の確認等を目的として行う中間評価は、委員会にて行います。評価の観点の一つとして、仮に目標通りの成果が得られなかったとしても、別の技術の礎となる、波及効果の大きい成果が得られたのであれば評価されます。評価委員のうち評価対象研究課題の研究者の利害関係者となる評価委員は、防衛装備庁が別途定める基準に従い、当該研究課題の評価には加わりません。

なお、これらの評価結果は防衛装備庁のホームページにおいて公表されます。

3.3.2 終了評価の実施

研究期間（タイプA及びタイプCの研究の場合は最大3か年度、タイプSの研究の場合は最大5か年度）終了後、研究課題の成果に関する終了評価を実施します。その際、研究代表者に成果等のプレゼンテーションをしていただきます。評価の観点は、研究目標の達成度、発展性、計画時に想定していなかった副次的成果等、論文、特許、学会発表等の成果、研究の効率性等です。

3.3.3 中間評価の実施

タイプSの研究においては、採択審査時における委員会の審査の結果に基づき、研究の中間年度（5か年度の研究課題の場合は、3年度目10月頃を目途とします。）に中間評価を行うことを基本とします。評価の際には、研究代表者にそれまでの成果等のプレゼンテーションをしていただきます。評価の観点は、研究目標の達成可能性、進捗状況、今後の課題、研究計画、研究の効率性等です。

3.3.4 その他のタイミングでの中間評価

研究期間中、3.3.3で述べたタイミング以外にも、研究課題の進捗状況等から、研究課題の評価が必要と判断された場合には、委員会による中間評価を臨時に行う場合があります。

3.3.5 評価結果の反映

中間評価の結果においては、必要に応じて、以後の研究計画の見直し又は中止、研究費の増額・減額、研究実施体制の見直し等の意見が付されることがあります。その場合、アドバイザー及び事務局は、当該研究課題の研究代表者と業務計画書の修正等必要な調整を行います。

3.4 研究成果を外部へ公表する際の手続

1.3.1でも述べたとおり、本委託事業では、受託者による研究成果の公表を制限することはありません。論文誌への投稿や学会発表等は、積極的に実施していただきたいと考えています。研究成果の公表に当たっては、取得すべき知的財産権の獲得に悪影響が及ばないこと及び本委託事業による支援があったことを謝辞等により明示していることを確認の上で、実施していただくようお願いします。論文投稿時等、本委託事業により支援を受けた旨を記載する際は、謝辞（Acknowledgment）に「防衛装備庁安全保障技術研究推進制度 Grant Number JPJ004596」

を含めてください。

また、学術的影響の大きい科学雑誌への掲載が決まった場合、大きな反響が予想される学会発表や展示会出展等を行う場合、報道機関への発表を行う場合や取材を受ける場合等、社会的に大きな影響を与えることが予想される場合は、公表前に委託契約事務処理要領に定める「成果公表届」を事務局まで提出してください。これは、本委託事業を所掌している防衛装備庁においても問い合わせ等に対応する必要があるため、事前に内容を把握しておくためのものであり、発表を妨げるものではありません。

その他、公表件数等の実績については、年に一度、まとめて報告していただきます。これらの提出及び報告は、契約期間終了後2年間は継続して実施していただくようお願いします。

3.5 知的財産権の帰属等

研究を実施することにより取得した特許権等の知的財産権については、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条（日本版バイ・ドール制度）を踏まえた一定の条件を付した上で受託した研究機関に帰属させることができます。研究者自身による利用に制約はありません。ただし、移転又は専用実施権の設定等を行う際は、あらかじめ防衛装備庁の承認を受ける必要があります。その詳細については契約条項によります。委託契約書のひな形については、委託契約事務処理要領に記載していますので参考にしてください。また、知的財産権に係る報告等は、契約期間終了後も継続して実施していただくようお願いしています。

なお、繰り返しになりますが、研究成果の外部への公表に当たっては、特に知的財産権の取得計画に留意してください。防衛装備庁は、本委託事業により多くの知的財産権が生まれることを期待しており、受託者には積極的に知的財産権を取得していただきたいと考えております。

また、本委託事業に基づく研究の実施に伴って発生する知的財産権が、研究機関に帰属するよう、あらかじめ必要な措置を講じていただく必要があります。特に、研究機関と雇用関係のない学生等が研究参加者となる場合は、当該学生等が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、あらかじめ当該学生等と、知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を締結する等の措置を講じてください。さらに、研究グループを構成する場合には、研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように、また、受託者の責任のもと、再委託先においても本契約で定める知的財産権に係る報告等の日本版バイ・ドールに関する規定が遵守・実施等なされるよう、再委託契約で約定してください。

これまで親会社又は子会社への知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等の場合、日本版バイ・ドール制度の規定に基づき防衛装備庁の事前承認は必要ないとしておりましたが、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」（2024年6月4日経済安全保障法制に関する有識者会議）を受けて、国の委託研究開発から生じた知的財産権が国外へ流出することを防止するため、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合に防衛装備庁の承認が必要となるように、契約締結までに委託契約事務処理要領を改正する予定です。

4. 研究課題の応募方法

4.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

本制度の応募には、「府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）」を通じた手続が必要です。本制度へ応募する研究代表者及び分担研究機関の代表者は、システム利用規約に同意の上、e-Radの手続をお願いします。応募に当たっては、e-Radへの研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録方法及び操作方法に関するマニュアルについてはホームページ(<https://www.e-rad.go.jp>)を参照してください。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。ホームページをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況・採否に関する問い合わせには一切回答できません。

登録手続に日数を要する場合がありますので、余裕をもって登録手続をしてください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

4.2 応募書類の作成

応募希望者は、【別紙2】に示す「令和8年度安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領（共通）」に基づいて応募書類を作成してください。応募のタイプ別に応募書類の記載事項が一部異なりますので、注意してください。

4.3 応募書類の提出

4.3.1 e-Radによる提出

応募書類は、e-Radによる提出のみ受付けます。4.4及び【別紙4】に示す「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について（共通）」を確認の上、提出してください。

4.3.2 公募期間

令和8年3月13日（金）～ 令和8年5月20日（水）正午（12：00）（厳守）

4.3.3 余裕をもった提出のお願い

提出書類は、事務局において確認し、不備があった場合は修正を依頼することがあります。公募締切直前に提出されますと、不備があった場合の対応時間が十分に確保できない可能性がありますので、十分な余裕をもって提出してください。また、公募締切日には必要に応じて事務局から連絡する場合があるため、研究代表者は応募書類に記載の連絡先に連絡が取れるようにしてください。応募書類の修正が間に合わずに不受理になった場合は、応募者が全ての責任を負うものとします。

4.4 応募書類の作成・提出時の細部要領

4.4.1 応募書類様式のダウンロード

所定のファイルを以下の防衛装備庁ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html>

4.4.2 応募書類のアップロード

- (1) 応募書類のうち、様式1－1から様式5及び参考様式をPDF形式で、様式6と様式7をExcel形式で e-Rad 上に応募（アップロード） してください。PDF ファイルは一つにまとめてください（添付論文等を除く）。
- (2) 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。
- (3) 応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は10MB ですが、極力3MB 程度までにするように努めてください。
- (4) 応募する前に、提出すべきファイルが全てそろっているか、また応募内容に間違いがないか、再確認してください。

4.4.3 画像ファイル形式

応募書類に貼付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」または「PNG」形式としてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、DTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼付けた場合、正しくPDF形式に変換されない可能性があります。

4.4.4 応募書類の登録

e-Radでの応募においては、研究代表者による操作のみで提出可能であり、研究機関の担当者による承認作業は不要です。ただし、応募に当たっては所属研究機関による承諾（【別紙2】参考様式「研究課題の応募・実施承諾書」）が必要となりますので、注意してください。応募書類の提出状況は「応募課題情報管理」画面にて確認できます。提出が完了した応募書類は「応募状況」が「配分機関処理中」となりますので、必ず確認してください。公募締切までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効となります。正しく操作しているにも拘わらず、公募締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、締切時刻までに事務局に連絡してください。

なお、研究機関の内部手続も含め、進捗状況の確認は、研究代表者が責任をもって行ってください。

また、委託事業と補助事業でe-Radの応募フォームが異なります。応募しようとしている種別をよくご確認の上、応募書類をご提出ください。

4.4.5 その他の留意事項

- (1) 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ホームページ（研究者向けページ）に随時掲載されますので、確認してください。
- (2) 提出された応募書類は返却いたしません。

- (3) 応募書類（特に様式 1－2 や添付論文など）に用いる図表、文字色については、白黒／カラーのどちらでも提出可能です。

5 応募に当たっての留意点

5.1 研究機関の要件・責務等

本委託事業に採択され、研究を実施する全ての研究機関は、その原資が国費であることを念頭に置き、関係する国の法令等を遵守し、次に示す内容を確認の上、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。

- (1) 研究機関は、「研究機関における競争的研究費の管理・監査の指針（実施基準）」（令和7年3月13日 防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所）¹⁷の遵守を承諾した上で応募してください。各研究機関は、本指針に基づき、各研究機関の責任において、研究費の管理・監査体制を整備し、研究費の適正な執行に努める必要があります。また、求めに応じその実施状況を防衛装備庁へ報告するとともに、必要に応じ、防衛装備庁が実施する体制整備等の状況に関する現地調査等に対応していただきます。

具体的には、研究機関内の責任の所在・範囲と権限の明確化、研究費の事務処理（調達依頼、発注・契約、納品・検収、支払、出張申請、精算等）手続の明確化、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施、告発等を受け付ける窓口の設置、不正に係る調査の体制・手続等の明確化・規則化、不正防止計画の策定、予算執行状況の把握・検証、監査制度の整備、調査結果の防衛装備庁への報告、これらの取組みの対外的な公表等の対応が望まれます。

なお、分担研究機関（再委託先）の体制整備や適正な管理等の確認については、代表研究機関が責任をもって実施してください。

- (2) 研究機関は、「競争的研究費に係る研究活動の不正行為への対応に関する指針」（令和7年3月13日 防衛装備庁防衛イノベーション科学技術研究所）¹⁸の遵守を承諾した上で応募してください。各研究機関は、本指針に基づき、各研究機関の責任において、必要な規程や体制を整備し、不正行為の防止に努める必要があります。また、必要に応じ、防衛装備庁が実施する各種調査に対応していただきます。

具体的には、研究倫理教育の実施、一定期間の研究データの保存、不正行為の疑いが生じた場合の調査手続や方法等に関する規定や仕組み・体制等の整備、告発等を受け付ける窓口の設置、告発に係る事案の調査、調査結果の防衛装備庁への報告等の対応が望まれます。

なお、分担研究機関（再委託先）の体制整備や適正な管理等の確認については、代表研究機関が責任をもって実施してください。

- (3) 研究費は、各研究機関の規定に従って適切に支出・管理を行っていただきますが、委託契約書や防衛装備庁が定める委託契約事務処理要領等により、本委託事業特有のルールを設けている事項については委託契約書等に従う必要があります。
- (4) 研究機関は、必要に応じ、防衛装備庁による経理を含む委託事業の状況に関する調査や国の会計検査等に対応していただきます。

¹⁷ <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

¹⁸ <https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html> からダウンロード可能です。

- (5) 各研究機関に対して、委託契約締結前及び契約期間中に事務管理体制や財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、契約期間中であっても、配分する研究費の一部減額や配分停止等の措置を行うことがあります。当該研究機関における研究の実施が不適切で研究が実施できないと判断した場合には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。

5.2 研究費について

5.2.1 研究費の内訳

本委託事業で支払われる研究費は「委託費」であり、「直接経費」と「間接経費」に大別されます。直接経費とは、本委託事業に基づき研究を実施するために、直接必要な経費を指します。間接経費とは、直接経費に対して一定比率（原則30%）で手当てされ、本委託事業に基づく研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費を指します。詳しくは5.2.7及び【別紙3】を参照してください。

5.2.2 研究費の年度内執行の原則

本委託事業は、国の会計制度に基づき運用されます。独立行政法人や国立研究開発法人等が実施する事業とは会計ルール等が異なる点があることに留意してください。

本委託事業では、複数年度契約とし、年度ごとに計画に応じた金額を支払います。当該年度に支払を受けた経費は、その年度内での執行が原則となります。予算の繰越は、やむを得ない場合を除いて認められませんので注意してください。実際に繰越を行う場合には、財務省の事前承認を得る必要があります。繰越の手続きは事務局が実施いたしますが、必要な書類は研究機関に作成していただきます。

5.2.3 研究費の支払い

研究に要する費用は、研究終了後の支払い又は研究期間途中の概算払¹⁹により支払います。概算払いにより研究費の支払を受けようとするときは請求書を提出いただきます。手続きの詳細については委託契約事務処理要領をご参照ください。

5.2.4 研究費の精算について

研究実施に当たって支出した研究費の精算を行う場合、代表研究機関から防衛装備庁に対して、年度ごとに「会計実績報告書」の提出が必要です。原則として、契約完了日又は当該年度の最終日の翌日から起算して61日以内に提出いただきます。その後、額の確定のための調査を実施し、余剰があれば精算（返還）していただきます。

なお、額の確定のための調査時に、支払いのエビデンスとなる資料を確認します。その際に、経費と認められない場合が生じ得ますので、委託事務処理要領及び競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ等のルールをよくご確認の上、適正な執行に努めてください。分担研究機関（再委託先）分の額の確定については、代表研究機関が責任をもって確認してください。

¹⁹ 概算払：支出金額が確定していない債務について概算金額を支払うこと。

また、年度内精算を選択する等、特定の条件においては、予算決算及び会計令に定められた期限である契約翌年度の4月30日までに精算が行われます。その場合は、会計実績報告書を年度内に提出していただく必要があります。

5.2.5 直接経費からの研究代表者の人件費支出

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について²⁰」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、代表研究機関において当該経費が適切に執行される体制の構築と確保した財源の使用状況を防衛装備庁に報告することを条件として、本委託事業に基づいて実施される研究課題に従事するエフォートに応じ、研究代表者本人の希望により、研究代表者の人件費を、直接経費から支出することを可能とします。

5.2.6 直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする制度（バイアウト制度）

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について²¹」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、各研究代表者について、代表研究機関がバイアウト制度に関する仕組み・規則を整備することを条件として、研究代表者本人の希望により、研究以外の業務（講義等の教育活動やそれに付随する事務等）を代行する教職員等の雇用等に係る経費の支出を可能とします。

5.2.7 間接経費の執行に係る共通指針

「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針²²」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額としていますが、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとします。

5.2.8 本委託事業の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針²³」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本委託事業に基づいて実施される研究課題において雇用される若手研究者は、当該契約から人件費を支出しつつ、当該契約でのエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。本委託事業は、これにより若手研究者の育成・活躍機会の創出を行います。

²⁰ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/pi_jinkenhi.pdf

²¹ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/buyout_seido.pdf

²² 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

²³ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

5.2.9 博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画²⁴」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人におけるRA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン²⁵」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本委託事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本委託事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

²⁴ 以下のURLを参照してください。なお、URLは適宜変更になることがあります。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

²⁵ 以下のURLを参照してください。なお、URLは適宜変更になることがあります。
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

5.3 SBIR 制度について

本委託事業は、SBIR制度の指定補助金等に指定されています。SBIR制度とは、スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援する内閣府の制度です。詳細については、特設サイト (<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>) をご覧ください。

5.4 競争的研究費の適正な執行に関する指針

「競争的研究費の適正な執行に関する指針²⁶」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究者及び研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保に係る取組の一環として、国内外の競争的研究費等の応募・受入状況や、所属機関・役職等に関する情報について応募書類に記載することとしております。また、本制度への応募にあたっては、寄付金等や資金以外の施設・設備等の支援²⁷を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規定等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約をe-Radを通じて実施していただきます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し、減額配分（以下「採択取消し等」という。）とすることがあります。加えて、必要に応じ、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

5.5 事実と異なる応募書類の提出に対する措置

応募者が、応募書類に事実と異なる記載を行ったと判断されるときは、その程度に応じ、採択取消し等又は研究計画の変更を行うことがあります。

5.6 本制度内での重複応募について

本制度について、同一研究者が研究代表者として複数の応募をすることはできませんが、研究代表者として応募するもの以外の研究課題に研究分担者として参画することは差し支えありません。また、既に令和7年度までの安全保障技術研究推進制度に採択され、令和8年度に継続して契約中（契約予定）の研究代表者は、新たな研究課題の研究代表者として応募することはできません。ただし、令和8年度中に研究期間が終了する場合を除きます。この場合、応募内容と採択済みの研究課題の差異や、進捗状況等を詳しく説明するようにしてください。

なお、本制度の委託事業と補助事業それぞれに同一の内容で研究課題を1件ずつ応募することは認めますが、採択審査においては1件の応募として取り扱い、委託事業と補助事業の双方

²⁶ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

²⁷ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

で採択されることはありません。応募にあたっては、委託事業と補助事業の違いを理解し、以下の2点を確認した上で委託事業と補助事業の双方について、e-Radのそれぞれの事業の応募フォームより同一の応募書類をご提出ください。

(1) 採択時に防衛装備庁が委託事業と補助事業のいずれかを指定します。

(2) 研究者全員が補助事業に関して応募資格を有している必要があります。

5.7 他府省を含む他の競争的研究費等の応募・受入れ状況

他の制度への応募段階（採択が決定していない段階）での本制度への応募は差し支えありませんが、他の制度への応募内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の見直し等を行うことがあります。

なお、応募者が、異なる課題名や内容で他の制度において助成等を受けている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますので留意してください。

このため、他の制度で助成等を受けている場合、採択が決定している場合又は応募中の場合には、【別紙2】の様式3「他制度等の応募又は受け入れ状況」に正確に記入してください。また、本制度への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度等に応募し、採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告してください。この報告に漏れや事実と異なる内容があった場合、本制度において、採択取消し等を行う場合があります。

5.8 不合理な重複・過度の集中に対する措置

(1) 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²⁸。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、採択取消し等を行うことがあります。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ③ 複数の研究課題の間で、競争的研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的研究費制度等への応募を制限するものではありません。

(2) 過度の集中に対する措置

提案された研究内容と、他の競争的研究費制度等を活用して実施している研究内容が異な

²⁸ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

る場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択取消し等を行うことがあります。

- ① 研究者等の能力や研究実施計画に照らして、過大な競争的研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォートに比べ過大な競争的研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題）内容の一部に関する情報（研究者名、研究機関名、研究課題名、研究課題の概要、応募時の予算額等）を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

5.9 研究費の不正使用等への対応

研究費を他の用途に使用したり、防衛装備庁から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、又不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合の措置については、5.1(1)に示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

(1) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた研究課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募又は参加²⁹の制限等の措置

本制度の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善良な管理者の注意義務（善管注意義務）に違反した研究者³⁰に対し、不正の程度に応じて競争的研究費の適正な執行に関する指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表1のとおりに、本制度への応募又は参加の制限措置、厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年

²⁹ 「応募又は参加」とは、新規の応募、申請、提案を行うこと、研究分担者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続事業）への研究代表者又は研究分担者等として参加することを指します。

³⁰ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

(3) 不正事案の公表について

本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

5. 1 0 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動における不正行為（捏造、改ざん又は盗用）への措置については、5. 1 (2) に示した指針に基づき、以下のとおりとします。これらの措置を行うことについて、あらかじめ承諾した上で応募してください。

(1) 契約の解除等の措置

研究活動における不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 応募又は参加の制限等の措置

本制度による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、競争的研究費の適正な執行に関する指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）別表2のとおり、本制度への応募又は参加の制限措置を講じます。その他の防衛省・防衛装備庁における科学技術関係予算による研究において不正行為等があったと認定された者についても、同様の措置を講じます。

また、他府省を含む他の競争的研究費等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、応募又は参加が制限される場合があります。

(3) 不正行為の公表について

本制度において、不正行為を行った者のうち、本制度への応募又は参加が制限された研究者については、当該不正行為の概要（研究者氏名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

5. 1 1 他の競争的研究費制度で応募又は参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募が制限されている期間中、本制度への応募又は参加を制限します。他の競争的研究費制度には、令和8年度以降に新たに公募を開始する制度及び令和7年度以前に終了した制度も含まれます。また、応募等資格制限の取扱い及び対象制度が変更になった場合、適宜、防衛装備

庁のホームページ等でお知らせいたします。

5.1.2 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について³¹」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

5.1.3 研究セキュリティの確保に関する取り組みについて

5.1.3.1 特定研究開発プログラムの指定について

本制度は、「特定研究開発プログラム」³²として指定されています。このため、防衛装備庁は、研究セキュリティの確保の観点から、代表研究機関及び分担研究機関にリスクマネジメントの実施を求めます。

5.1.3.2 リスクマネジメントの具体的内容について

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」（令和7年12月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）に基づくこととします。具体的には、別紙5「研究セキュリティに関する質問票」に記載している事項を実施してください。

5.1.3.3 リスクマネジメントの結果の提出期限について

面接審査の対象に選ばれた研究課題の代表研究機関は、代表研究機関及び分担研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答とし

³¹ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

³² 研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リストに該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省が資金配分機関と相談の上で指定する研究開発プログラム

て、7月中旬頃までに提出してください。具体的な締切は、面接審査の対象に選ばれた研究課題の研究代表者の方に対し、メール等でご連絡いたします。

5.13.4 リスクマネジメントの結果の確認について

事務局及び防衛装備庁は、提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて、研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

5.13.5 個人情報の取扱いについて

提供された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、事務局のほか、事務局から当該個人情報の提供を受けた関連機関が、必要な範囲内で利用する場合があります。

5.13.6 手順書違反が生じた場合の措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本プログラム等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

5.14 法令・倫理規定等の遵守について

研究を実施するにあたっては研究の内容に応じて、各種の法令・倫理規定・ガイドライン等を遵守してください。AI技術や安全対策への取組を必要とする研究など事前に審査等の手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等の手続きを行ってください。

5.15 安全保障貿易管理について

本委託事業により研究を実施する際には、他府省の競争的研究費制度と同様、安全保障貿易管理に留意する必要があります。

我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき輸出規制³³が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

外為法の規制対象には、貨物の輸出だけではなく技術提供も含まれます。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や外国において提供する場合にはその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の

³³ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

安全保障貿易管理の詳細・問い合わせ先については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

URL:<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

<問い合わせ先等>

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

電話：03-3501-2800

5.16 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反して研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処罰の対象となるほか、研究費の配分停止や配分済みの研究費の返還を求めることがあります。

5.17 応募情報及び個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる情報は、研究課題採択のための審査に利用します。また、採択された研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究代表者名、代表研究機関名、研究費、研究期間等）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後、適宜、ホームページ等において公開します。採択されなかった研究課題については、その内容について外部に公表することはありません。ただし、SBIR制度等に活用するため、研究課題名、研究概要、研究代表者名、代表研究機関名等が、関係府省等で共有される場合があります。

応募に関連して提供された個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、法令又は関係府省等により提供を求められた場合を除き、以下の目的にのみ利用します。

- ① 審査及び審査に関係する事務連絡、通知等
- ② 採択課題の研究代表者に対して、契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡
- ③ 防衛装備庁が開催する成果報告会、シンポジウム等の案内や、防衛装備庁が実施する諸事業の案内等の連絡

なお、提出いただく情報については、守秘義務を負っている者（本制度の実施のため、防衛装備庁が契約した業者を含む）のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

5.18 e-Rad上の情報の取扱いについて

総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-

Radでの登録を徹底することとしています。そのため、採択課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Radに入力していただきます。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府及び関係府省に提供されることになります。

5.19 研究者情報の researchmap への登録のお願い

researchmap(<https://researchmap.jp/>)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報はインターネットを通して公開することもできます。また、researchmapはe-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本委託事業の研究者は、researchmapに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

なお、researchmapへ登録しなくても本制度への応募は可能であり、登録の有無が採択結果に影響することはありません。

5.20 委託業務において購入した物品等の取扱い

(1) 研究期間中

本委託事業は、委託により実施するものであるため、本委託事業により購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等（以下「管理対象物品」という。）の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属します。したがって、取得した管理対象物品は、所属する研究機関の担当者による善良な管理者の注意に基づき管理していただきます。

なお、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて³⁴」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の5．購入した研究設備・機器の有効活用（1）に基づき、委託業務において取得した資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

(2) 研究期間終了後

管理対象物品は原則として防衛装備庁に返納していただきます。防衛装備庁への輸送費は受託者の負担とさせていただいております。ただし、研究期間終了後であっても、防衛装備庁の判断により、無償貸付や有償貸付等を認める場合があります。「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」も参考としてください。

なお、競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて（競争的研究費資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の5．購入した研究設備・機器の有効活用（2）に基づき、貸付期間中の当該資産等を一時的に他の研究開発に使用することができます。

また、所有権が防衛装備庁に移った後、相手先を特定する形での「有償譲渡」や「売払い」はできかねます。防衛装備庁が当該物品を処分する際は、一般競争での売払いとなります。

³⁴ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf

なお、管理対象物品のうち廃棄を要する場合は、廃棄費用は受託者の負担とさせていただきます。

5.2.1 研究データマネジメントについて

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」³⁵（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、採択された研究課題の研究代表者は、成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）を作成し、研究開始（契約）までに防衛装備庁に提出していただきます。研究代表者は、研究者間で研究データの取扱いについて合意したうえで DMP を作成してください。

なお、「研究データ」は研究の過程、あるいは研究の成果として収集・生成される情報等であり、観測データや実験データ、シミュレーションを行った結果得られたデータなどを含みます。

また、研究代表者は、DMP において管理対象とした研究データについて、防衛装備庁が定めるメタデータを付与するものとします。

5.2.2 その他事務手続について

契約に係る事務手続については、応募締切時点での最新の「安全保障技術研究推進制度委託契約事務処理要領」を参照してください。

（URL：<https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html>）

³⁵ 以下の URL を参照してください。なお、URL は適宜変更になることがあります。
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

5.2.3 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

問い合わせ内容	問い合わせ先等
公募、採択、評価及び事務手続等に関する問い合わせ	防衛装備庁 防衛イノベーション科学技術研究所 E-mail: funding-kobo@cs.atla.mod.go.jp (緊急の場合を除き、電子メールでのお問い合わせをお願いします。) TEL: 03-3268-3111 (代表) 内線 27038、27045 受付時間 10:00~12:00 / 13:00~17:00(平日) (参考となるホームページ) https://www.mod.go.jp/atla/funding.html https://www.mod.go.jp/atla/funding/koubo.html https://www.mod.go.jp/atla/funding/jimu.html
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク TEL: 0570-057-060 (ナビダイヤル) 受付時間 9:00~18:00 (平日) https://www.e-rad.go.jp/contact.html

6. 結言

本制度は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障環境」（令和4年12月 国家安全保障戦略）に置かれている状況、「世界的規模での地政学的な環境変化が起き、覇権争いの中核が科学技術・イノベーションとなっている」状況、「科学技術・イノベーションが国家の在り様に与える影響はますます増大」（令和3年3月 科学技術・イノベーション基本計画）している状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募するものです。当然のことながら、本制度において「これまでに採択した研究課題の中に大量破壊兵器や国際人道法に違反する武器の開発につながるものはなく、これからも防衛省が採択することはありません」（令和4年4月26日参議院内閣委員会）。

基礎研究や最先端の科学技術は、様々な分野に活用される可能性を秘めており、それを防衛用途か否かといった観点で切り分けることはもはや困難とされています。また、防衛用途に使われる可能性があるという理由で研究の歩みを止めてしまえば、民生分野でさらに生活が豊かになる可能性もそこで途絶えてしまう、という意見もあります。この点、本制度の対象が基礎研究であり、防衛装備品そのものや防衛装備品にすぐに適用可能な研究を求めているものではないこと、本制度で得られた研究成果は広く民生分野においても活用できること、知的財産権は受託者及び補助事業者に帰属可能であること、公表に制限がないこと、研究の自律性は保たれることも、ご考慮いただければと思います。

前述の国家安全保障戦略は、「安全保障に関わる総合的な国力」の一つとして「技術力」を挙げ、「科学技術とイノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉」と指摘しています。また、防衛技術指針2023（令和5年6月）では、「将来にわたり、技術で我が国を守り抜くこと」を実現するためのアプローチの一つとして、「技術的優越の確保と先進的な能力の実現」を挙げています。防衛装備庁においても、技術力の差が戦いの勝敗を決し得ることから、安全保障に関わる技術の優位性を維持・向上していくことは、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠と考えています。その一端を担う本制度によって、革新的・萌芽的な技術の一つでも多く発掘・育成することで、日本の「技術力」ひいては「国力」の向上に寄与していきたいと考えておりますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

以上

令和8年度公募に係る研究テーマについて

本制度では、防衛装備庁が提示する研究テーマに対して、基礎研究段階の具体的な研究課題として応募していただくことを想定しています。応募していただく研究課題には、革新性を有するアイデアに基づく、科学技術領域の限界を広げるような基礎研究を求めます。

特に、研究対象を理論的に解明した上で、機能・性能の飛躍的な向上を目指したり、従来想定されなかった新たな用途を追求したりするような基礎研究を期待します。一方、革新性があっても、既存技術や知識の実用化に向けた工夫等だけでは、本制度の応募の要件を満たしたことはありません。また、研究の質的レベルに優れた研究計画の立案をお願いします。

今回は、次ページ以降に示す23件の研究テーマについての研究課題を公募します。防衛装備庁として、防衛分野での将来における研究開発に資することが期待できると考えて設定した研究テーマではありますが、特定の研究テーマからの採択を約束するものではありません。全ての応募の中から、外部有識者からなる委員会に科学的・技術的な観点から審査していただき、優れた研究を採択していただくこととしています。

また、本制度は基礎研究を対象としていることから、設定した研究テーマは、民生分野においても大いに発展が期待される研究分野であると認識しています。民間において激しい技術的競争に晒されることで、技術の進展が加速するということも考えられますので、本制度による研究成果は積極的に公表し、更なる技術的発展を遂げていただきたいと考えています。

応募に当たっては、以下に示す各研究テーマの細部について十分把握した上で、適切な研究テーマを一つ選んで応募をお願いします。その際、応募する研究内容に鑑みて以下の4タイプから1つを選択してください。各タイプで求められる内容は以下のとおりです。なお、タイプごとに応募書類及び審査の観点が異なります。別紙2の応募書類作成要領も確認してください。

○ タイプS（委託事業）

最大5か年度の研究であり、提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有効性を実証するところまでを目指した基礎研究を対象としています。当該技術を応用した、実用化に向けた実証までを求めているものではありませんのでご注意ください。また、研究の遂行のために相応の研究費及び研究期間が妥当であると認められる必要があります。そのため、タイプSとする必要性や研究代表者の研究管理能力、実証に至るマイルストーン等も審査します。

○ タイプA（委託事業）

最大3か年度の研究であり、タイプSほどの研究費や研究期間が必須とは言えない規模の基礎研究を対象とします。研究の実現性を判断できるよう、目標の適切性や具体性、研究実施環境の整備状況や予備的成果による研究の準備状況等も含めて審査します。

○ タイプC（委託事業）

最大3か年度の研究であり、研究テーマの趣旨に合致している限りにおいて自由度の高い研究を採択することを目指したタイプです。特に、前例のない独創的な切り口から新しい知見を切り拓くようなリスクの高い研究の応募を求めています。このような研究の成果は、独創的なアイデア自体の検証であることから、独創的な着想（アイデア）及び応募者の研究能力を中心に審査します。このように、タイプCは単純にタイプAよりも小規模な研究を求めているという性格のものではなく、より一層チャレンジングな応募を期待しています。

○ タイプD（補助事業）

補助金により実施するものです。研究期間、経費規模に応じてタイプS、A、Cに準じた観点で審査します。なお、企業にご所属の方が含まれている場合は、補助金には応募いただけません。

令和8年度公募に係る研究テーマ

- (1) 人工知能及びその活用に関する基礎研究
- (2) 人間の能力拡張にもつながる脳情報科学に関する基礎研究
- (3) 人間拡張・xR・テレイグジステンスに関する基礎研究
- (4) 複数無人機の操作や制御に関する基礎研究
- (5) コグニティブセキュリティに関する基礎研究
- (6) セキュリティに関する基礎研究
- (7) 量子技術に関する基礎研究
- (8) 光・電磁波領域における新たな知見に関する基礎研究
- (9) 高出力レーザに関する基礎研究
- (10) エネルギーの創出・貯蔵技術等に関する基礎研究
- (11) 高速・高出力デバイスの冷却技術に関する基礎研究
- (12) 材料技術に関する基礎研究
- (13) センシング技術に関する基礎研究
- (14) CBRNE物質の検知及び除去技術に関する基礎研究
- (15) 外部のシステムに依存しない自立した測位・航法に関する基礎研究
- (16) 高周波数・高出力デバイスに関する基礎研究
- (17) 演算デバイスに関する基礎研究
- (18) 通信・ワイヤレス電力伝送に関する基礎研究
- (19) 宇宙機等の推進・運動制御に関する基礎研究
- (20) 極超音速技術に関する基礎研究
- (21) 爆発・高速衝突現象や衝撃波に関する基礎研究
- (22) 移動体の性能を大幅に向上させる基礎研究
- (23) 医療・医工学に関する基礎研究

(1) 人工知能及びその活用に関する基礎研究

キーワード	意図推定、予測分析、多目的逐次意思決定、機械学習、階層型自律アーキテクチャ、AI・マルチエージェント・シミュレーション、AIのホワイトボックス化、説明可能なAI、ニューロ・シンボリック、マルチモーダルAI、エッジAI、生成AI、ドメイン汎化、欺瞞対策、意思決定支援、ディスインフォメーション、大規模言語モデル、データポイズニング、ハルシネーション、フィジカルAI、ロコモーション、マニピュレーション
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や人工知能の活用に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・AIを安心して利用するためのAIの判断経緯の可視化や学習過程のホワイトボックス化 ・画像認識や音響認識等から状況を文字化することが可能なAIに関する研究 ・悪意のあるデータ、欺瞞データへの対策 ・安全性や頑健性の確保 ・動的な環境において、多数のエージェントが連携して全体的な目的を達成する多目的逐次意思決定 ・全体目的を予測する意図推定 ・未学習環境への対応 ・様々な情報を利用して対象の状態を正確に予測可能な人工知能モデル ・AIにより、常に変化が生じる災害現場等のデジタルモデル化 ・AIによる学習・推論のミスリードを予防する手段 ・物理的、社会的な制約の下でのAIによる知能の獲得・発達 等	

(2) 人間の能力拡張にもつながる脳情報科学に関する基礎研究

キーワード	脳活動計測、解析、解読、運動、神経工学、行動科学、ブレイン・マシン・インタフェース、ディスインフォメーション、神経可塑性トレーニング、ニューロフィードバック、ロボティクス、簡易計測、リアルタイム、錯覚、誤認識、欺瞞、ヒューマン・マシン・チームング
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や脳情報科学の活用に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・認知能力の向上が可能な神経可塑性トレーニング ・日常的に着用可能で高精度計測できる非侵襲計測デバイス ・ニューロフィードバックに利用可能な高精度かつリアルタイムで計測可能な非侵襲ブレイン・マシン・インタフェース ・脳情報のリアルタイム解析、解読技術 ・人の思考プロセス、錯覚、誤認識、欺瞞等の発生メカニズムの解明 ・ボタン操作等を伴わずに脳から機械、多数ロボット等に多数直接的に迅速指示 ・ディスインフォメーションに対する脳の脆弱性の解明 ・人が情報を認知するメカニズムを、脳の活動の観点から解明 等	

(3) 人間拡張・xR・テレグジステンスに関する基礎研究

キーワード	サイバーフィジカルシステム(CPS)、xR、仮想現実、拡張現実、感覚提示、ハプティクス、デジタルツイン、ヘッドマウントディスプレイ(HMD)、体感インタフェース、超臨場感システム、メタバース、遠隔製造、ミストスクリーン、3Dホログラム
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やメタバースやデジタルツインなどの活用、xR空間用デバイスに関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・デジタル空間を実空間と融合させる仮想現実、拡張現実、人間拡張の研究 ・デジタル空間に遠隔地の状況を再現し、直感的に把握する技術 ・振動、力、動きといった触覚等を制御するハプティクス技術 ・平衡感覚、嗅覚や聴覚等の感覚提示技術 ・ホログラム等の空中投影デバイス ・眼鏡、コンタクトレンズや衣服のように手軽に装着できるインターフェース・デバイス ・デジタル空間における聴覚情報増強 ・物理現象、気象等を再現したバーチャルシミュレーション及びAI学習環境の構築に関する研究 等	

(4) 複数無人機の操作や制御に関する基礎研究

キーワード	認知負荷、操縦負荷、マルチエージェント、自律分散、スウォーム、群行動、群制御、群知能、知的エージェント、人間工学、認知モデル、認知アルゴリズム、人工知能(AI)、セミオートノマス、協調制御、ロボット
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や複数無人機の操作や制御に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・人が直接行くことが難しい様々な場所での観測計画策定や行動制御をするための、多種多様な移動式・固定式センサを同時に活用するための研究 ・AIによる自律制御機能と人による遠隔操縦機能とを時分割的に組み合わせて、遠隔地の現場で人が自らリアルタイムに操用性の高いロボットを操縦したり、航空機を操縦しながら、子機となる複数の無人機などを操縦する等、セミオートノマスな制御を実現する技術 ・人間工学技術と無人化技術を掛け合わせる技術 ・人の認知及び制御に関する負荷を軽減するため、多数の監視カメラや無人機からの情報を整理し、異なる時間空間分解能の観測データをデータ同化により信号処理して人間の認知能力に合わせて適切に提示する方法 ・多数の無人機などを同時かつ直感的に制御する方法 ・人との協調行動を行う自律群制御などの研究 等	

(5) コグニティブセキュリティに関する基礎研究

キーワード	認知、情報操作、意思決定、敵対的生成ネットワーク(GAN)、画像生成AI、生成AI、フェイクニュース、フェイク画像・動画検知、ソーシャルエンジニアリング、計算社会科学、欺瞞、欺瞞を見抜く技術、Bot、ユーザブルセキュリティ、地理空間情報欺瞞
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やコグニティブセキュリティに関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・AI等により人の認知をゆがめる可能性があるディスインフォメーション(偽情報)の検知と伝達状況の分析 ・フェイク情報と正しい情報の区別や投稿のファクトチェックを行い、その信頼度を表示する技術 ・悪意を持った印象操作に対して効果的な反論を行う投稿を、自動的に生成する技術 ・人間の認識や行動を含めたセキュリティを捉えたユーザブルセキュリティの研究 ・誤った位置情報に誘導する、GPS等地理空間情報の悪用を見抜いて制限するための研究 ・特定の対象に悪印象を与えようとするSNSでの投稿そのものや、それらをBot等を用いて過度に拡散させようとする投稿等を自動的にピックアップし、警報を発する技術 ・悪意を持って印象操作等を図っているアカウントを特定する技術 等	

(6) セキュリティに関する基礎研究

キーワード	異常検知、自動対処、人工知能(AI)、アクティブディフェンス技術、ぜい弱性検出、ハードウェアぜい弱性、サイバー脅威インテリジェンス(CTI)、ブロックチェーン、耐タンパー性、サイバーフィジカルセキュリティ、秘密計算、秘密分散、サプライチェーン・インテグリティ、ハニーポット、トラフィック情報収集、アトリビューション
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やサイバーセキュリティに関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・AI技術等による、自動でサイバー攻撃に対処可能なシステムの実現 ・サイバー攻撃者を特定空間に誘導し、ある程度の行動を許容した上で対処するようなアクティブディフェンスに資する技術 ・個別攻撃の対処のみならず、サイバー脅威インテリジェンス(CTI)のような攻撃目的まで効果的に解析し、その目的を達成させないための対処技術 ・ぜい弱性を網羅的かつ効率的に検出するための汎用的な理論又は方法 ・暗号通貨で用いられるような分散型ブロックチェーン技術 ・サイバー攻撃の予兆や未知のサイバー攻撃をAI技術等によって検知して、攻撃を未然に阻止する技術 ・プログラムにより秘匿化された分散コンピューティングにおいて、データを暗号化状態のままプログラムを実行する技術 ・サイバー領域におけるセンシング技術としての情報収集技術や新しい観測技術(ハニーポット等) ・クラウドソーシング等を活用した人の力の活用や攻撃トラフィック情報収集技術 ・攻撃者を特定し、その情報を公表することで攻撃者を抑止しようとするアトリビューションのための技術 ・リバースエンジニアリングを妨げる技術 等	

(7) 量子技術に関する基礎研究

キーワード	量子コンピューティング、量子暗号通信、スクイズド光、量子もつれ光、量子メモリ、量子インターネット網、量子中継器、量子効果、量子相関、量子センシング、量子周波数コム、量子イルミネーション、量子ジャイロ、量子スピントロニクスセンサ、ミューオン、ニュートリノ、セキュリティ、量子エンジン
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や量子技術を活用した新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例・量子アルゴリズム ・量子暗号通信(有線通信、ワイヤレス通信) ・量子中継器(量子メモリ、量子もつれ光源) ・量子レーダカメラ ・量子周波数コムや量子イルミネーションを利用したセンシング ・量子センサ(熱、磁気、慣性、温度、圧力、電界等) ・素粒子や原子のリユードベリ状態等を利用したセンシング ・量子を用いた新奇な現象 等	

(8) 光・電磁波領域における新たな知見に関する基礎研究

キーワード	光相互作用、テラヘルツ、赤外線、可視光、紫外線、光計測、光検出、光物性(強度、周波数、時間、位相、屈折率等)の精密制御、光の発生、メタマテリアル、光周波数コム、変色制御素材、光波領域センサ、LIDAR技術、観測能力(出力、感度、精度)、センサーの可搬性、搭載性、運用性
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や光・電磁波領域における新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・光と物質の相互作用に係る研究 ・テラヘルツ波のような、これまで実用化されていない帯域の利用による新たな機能の実現 ・可視光よりも波長の短いX線・ガンマ線の利用 ・光周波数コムのような光の強度、周波数、時間、位相等の制御による新たな知見の獲得 ・屈折率を自由に変更できるメタマテリアルを用いたメタレンズ ・適時適切に変色を制御できる光学迷彩 ・近赤外光等から可視光波長への高効率変換 等	

(9) 高出力レーザに関する基礎研究

キーワード	固体レーザ、ファイバーレーザ、半導体レーザ、半導体励起アルカリレーザ、レーザ結晶、フォトニック結晶ダイオード、セラミックス、エネルギー伝送、マテリアルズ・インフォマティクス、ビームパターン、補償光学、フェムト秒レーザ、アト秒レーザ、波長可変
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や高出力レーザの発振・伝搬に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・高出力で発振させたレーザを大気中で低損失のまま伝える伝送技術 ・高速応答性に優れた高出力レーザ ・高出力レーザの波面補正（補償光学） ・新たな発振媒質の発掘 ・革新的なレーザ発振の材料 等	

(10) エネルギーの創出・貯蔵技術等に関する基礎研究

キーワード	パワーエレクトロニクス、パルス電源、コンデンサ、誘導電圧、電力貯蔵装置、高出力バッテリー、SMES、二次元機能性原子薄膜、小型化、全固体電池、半固体電池、超長寿命電池、ダイヤモンド電池、発電素子、熱電変換、MHD発電
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や電力生成・貯蔵技術及び電池に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・高出力かつ大容量の電力貯蔵装置 ・高電圧パルスをナノ秒程度の短い立ち上がり時間で出力可能な電源、電力貯蔵システム ・構造部材等として利用できる強度や耐衝撃性等を有する電池 ・異物が電池を貫通等した際の安全性を向上し被害を軽減させるための技術 ・充電回路を含めたシステム全体の高性能化や小型軽量化に寄与する新たなアプローチ ・低温熱源など様々な環境で発電可能な熱電変換技術に関する研究 ・充電、交換を不要とする超長寿命電池に関する研究 ・熱、振動等で発電するウェアラブルデバイス 等	

(11)高速・高出力デバイスの冷却技術に関する基礎研究

キーワード	ペルチェ効果、レーザ冷却、磁気冷却、強相関係物理、格子振動、高ゼーベック係数、電気伝導、熱伝導、蓄熱材料、熱応答性、高密度電源、高効率化、省電力化
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、小型軽量化に向けて搭載性・運用性(大きさ、重量、消費電力、寿命)に課題がある冷却システムに対して、新たな熱電変換材料や熱音変換材料、蓄熱材料等、冷却技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・高ゼーベック係数、高電気伝導、低熱伝導等の性質を同時に満たす熱電変換材料 ・磁気冷却等の冷媒ガスを使わない冷却技術 ・レーザ冷却等の新たな光学冷却技術 ・グラフェンや同等の熱伝導率を持つ材料 ・格子振動による熱輸送の把握およびその解明 ・形状変化を伴わない相変化を利用した蓄熱材料 等	

(12)材料技術に関する基礎研究

キーワード	ポリマー材料、複合材料、微細加工、低温接合、磁性材料、感圧材料、感音性材料、反射低減、熱制御、超撥水、撥油、親水、メタマテリアル、高機能性液体、生物模倣、積層造形、ハイブリット熱源、トポロジー最適化、機能性繊維、マテリアルズ・インフォマティクス、遮熱材料、遮熱構造、高温強度、耐酸化性、耐環境性、破壊靱性、疲労強度、電波透過性、電波伝搬特性、被服用繊維、自己修復材料、高機能性木質材料、き裂進展抑制、バイオマニュファクチャリング
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や革新的な材料、表面加工技術、接合技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・高硬度、高靱性、衝撃緩和に最適な弾性・振動減衰特性を有する材料等の高強度かつ機能性を持つ材料 ・耐熱材料、コーティング ・耐環境性を有する電磁波透過性等に優れた材料 ・電磁波制御、音響制御等の機能を付加する表面加工技術 ・金属や複合材等の新たな接着接合技術、接着接合メカニズムの原理解明、接着接合構造の信頼性向上技術 ・材料の特性が変化しない低温での接合技術 ・難接合性材料の接合技術（アルミーステンレス系など） ・3Dプリント、4Dプリント等の積層造形物の物性・品質向上、設計評価技術の確立 ・振動や摩擦により発電する材料 ・ランダム異方性モデルを適用したナノ結晶化軟磁性材料 ・音波により特性が変化する材料 ・流体抵抗を低減する表面物性に関する研究 ・金属や複合材料等の自己修復 ・電波シールド、電波吸収材料 ・ゴムに変わる新たなタイヤの材料 ・火炎等からの防護機能や超撥水機能等を有する被服用繊維 ・生物の構造や機能を模倣して新しい材料をつくるための技術 ・既存の合成方法では生産が困難な複雑な材料・物質の新たな生産法 等	

(13)センシング技術に関する基礎研究

キーワード	磁気センサ、重力センサ、トポロジカル物質、地中・海底探査、リモートセンシング、衛星間通信、ロボティクス、追跡アルゴリズム、海中センシング、音響センシング、表面波、非破壊センシング、障害物検知、海洋観測、海洋数値予報、障害物検知、レーダー信号処理、圧縮センシング、光波領域センサ、LIDAR技術、観測能力（出力、感度、精度）、センサーの可搬性、搭載性、運用性、衛星コンステレーション、展開織物膜アンテナ、MEMS
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やセンシング技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・新たな原理を利用したセンサ及びセンサの構造又は物質と電磁波、磁気、重力、音波、振動等との相互作用の解明 ・電磁波、磁気、重力、音波、振動等に係る検知感度の向上に必要なAI等を活用した効果的な雑音除去及び信号処理アルゴリズム ・海中のイメージング等による可視化 ・海面を伝播する電波に関する研究 ・非破壊検査の無人化、遠隔化 ・海中・海底における物質・物体把握技術 ・複数のセンシング手段の組み合わせや革新的なアイデアに基づく、センシング能力を大幅に向上させる技術 ・宇宙・高高度からのリモートセンシングのための効率的な観測計画の策定やニアリアルタイムでのデータ処理技術 ・狭い空間でも情報収集等の活動が可能な昆虫等を利用した新たなプラットフォーム技術 ・生物を模倣した優れた検知、追跡能力を活用したセンサ及び追跡アルゴリズム ・新たな原理に基づく、電氣的にビーム走査可能な超高収納展開アンテナ等	

(14)CBRNE物質の検知及び除去技術に関する基礎研究

キーワード	多孔性金属錯体、吸着材料、ナノ材料、クロミック材料、ナノセンサ、バイオ素子、匂いセンサ、ナノ孔、ビッグデータ分析、ケモインフォマティクス、有毒物質、病原体、放射性物質、爆発物、メタゲノミクス
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やCBRNE物質の検知、除去技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・情報科学と融合させた検知、分析技術 ・研究室等の設備の整った場所以外でも、低コストで、繰り返し、高い特異度と検出感度、迅速な分析時間をバランスよく実現可能な、CBRNE物質の検知技術 ・CBRNE物質の吸着、除去、回収技術 ・革新的なCBRNE物質検知原理の検証、メカニズム解明 ・バイポクロミズムを発現する材料等	

(15)外部のシステムに依存しない自立した測位・航法に関する基礎研究

キーワード	慣性航法、航法補正、マップマッチング、高精度発振器、原子干渉計、複合測位、自己位置推定、非GNSS航法、自律測位、連携測位、地磁気計測、重力勾配
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、衛星測位システム・外部システムからの情報に依存せず、広い範囲で使用可能で長時間にわたって累積誤差の飛躍的な低減につながる測位・航法技術に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・光波、電磁波、音波センサ、原子干渉計等を利用した自己位置を推定する技術 ・自ら周辺マップを自動で作成する技術 ・慣性センサ等を利用した自己位置推定の高精度化技術 ・複数無人機等の自己位置情報の組合せ、連携による自己位置推定技術の高精度化 ・磁気、重力などの多様な物理センサを組み合わせた位置推定手法の研究 ・地磁気を利用した測位技術に関する研究 ・超高感度な重力勾配検知センサに関する研究 等	

(16)高周波数・高出力デバイスに関する基礎研究

キーワード	高周波信号処理、テラヘルツ、マイクロ波、ミリ波、高周波半導体、マイクロ波フォトニクス技術、信頼性、ロバスト性、ウルトラワイドギャップ材料、低誘電損失材料
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決やミリ波、サブミリ波(テラヘルツ)通信等を見据えた次世代デバイスに関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・窒化アルミニウムやダイヤモンド等の超ワイドバンドギャップ半導体を利用した高周波数、高出力半導体素子 ・半導体デバイスの高温多湿、電磁波、放射線、振動、腐食、高温高加速度等の耐性向上技術 ・長距離でテラビット級以上の伝送路を容易に構築する革新的な通信デバイス ・ミリ波、サブミリ波(テラヘルツ)領域等の高周波領域で動作するデバイスの性能向上、小型軽量化技術 等	

(17)演算デバイスに関する基礎研究

キーワード	脳型コンピュータ、生物模倣、Domain-Specific Architecture、エッジ処理、エッジコンピューティング、信頼性、光電融合技術、3Dデバイス技術、超低消費電力
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、従来と異なるアーキテクチャやエッジコンピューティングを利用して、小型で超高速に情報処理が可能となる演算デバイスに関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・従来とは異なるアーキテクチャ(ドメイン固有アーキテクチャ、エッジ処理等)を採用した演算デバイス ・生体の脳を模倣したニューロ・モルフィック・コンピュータ ・生体内の組織をコンピュータに見立てて演算を行うバイオコンピュータ ・立体積層による3Dデバイス技術 ・光でデータ処理をする光電融合技術 ・DNA螺旋構造を応用した記憶デバイス技術 ・過酷な自然環境や極限環境下での耐性や信頼性の向上技術 ・大幅に消費エネルギーを低減する情報処理方法、情報処理デバイス 等	

(18)通信・ワイヤレス電力伝送に関する基礎研究

キーワード	光通信、音響通信、磁気通信、電界通信、ハイブリッド通信、ワイヤレス電力伝送、海中音響制御、海中光通信、海底通信、水中音響秘匿通信、レーザ光軸合わせ、空中無線給電、マイクロ波電力伝送、電力プラットフォーム、電離層、電波伝搬モデル、周波数共有の数理最適化、マルチユーザー通信、マルチホップネットワーク、情報指向ネットワーク
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や通信、ワイヤレス電力伝送に関する新たなアプローチの基礎研究を広く募集します。 例 ・大気変動による電離層への影響解明、プラズマの電磁気的特性等に関する新たな知見の獲得 ・地上、海上、宇宙、空中プラットフォームから航空機等又は航空機等から他のプラットフォームへの遠距離大電力ワイヤレス電力伝送 ・海洋環境・宇宙天気観測、予測技術 ・通信の秘匿化・高たん化 ・電波に代わる通信技術 ・複数無人機・管制局、無人機間通信技術 等	

(19)宇宙機等の推進・運動制御に関する基礎研究

キーワード	人工衛星、宇宙ステーション、大推力・高比推力スラスター、大推力・高比推力電気推進、大電力電源、推進剤、小型軽量化、デブリ、軌道変更、レーザーアブレーション、低融点熱可塑性推進薬、光の放射圧、ソーラーセイル
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、宇宙における推進技術や軌道変更技術、もしくは宇宙機の移動を効率的に実施する方法、宇宙機の推進性能の大幅な向上、次世代の固体ロケット燃料、あるいはデブリの衝突回避技術の大幅な向上に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・電磁気、レーザー、太陽風等を利用した高比推力推進 ・ソーラパワーに依存しない電力電源システム ・デブリ、小惑星等の情報を収集する宇宙状況把握技術 ・自律的に自己の軌道を変更したり、デブリの軌道を物理接触することなく変更させる等によりデブリとの衝突を回避する技術 ・推進剤を用いない人工衛星の移動、姿勢制御技術 等	

(20)極超音速技術に関する基礎研究

キーワード	超音速燃焼、再生冷却、スクラムジェット、ターボジェット、サイクルエンジン、超高速気流、極超音速静粛風洞、境界層遷移予測、熱流体解析、空力加熱、熱防護
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や極超音速飛行に係る新たな機能付加、大幅な性能向上、安全性・信頼性向上に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・極超音速における超高温・超高压下での計測技術 ・インテークダクト、超音速燃焼及び再生冷却等を統合したエンジンシステム ・スクラムジェットとターボジェットを組み合わせた複合サイクルエンジン ・極超音速時にエンジンに流入する高温空気を予め冷却する予冷ターボジェットエンジン 等	

(21)爆発・高速衝突現象や衝撃波に関する基礎研究

キーワード	爆轟、爆燃、燃焼、異種材料接合、ケスラーシンドローム、デブリ、破片形成、人体防護、計測技術、高エネルギー物質
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や爆発・高速衝突現象や衝撃波に関する新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・爆発・高速衝突現象の数値解析・メカニズム解明 ・宇宙空間におけるデブリ衝突の影響予測 ・爆発・高速衝突現象による人体・構造物への影響 ・爆発・高速衝突現象からの人体防護、構造物強度の確保、衝撃緩和 等	

(22)移動体の性能を大幅に向上させる基礎研究

キーワード	無人化、多機協調、新たな設計技術、制御の高度化、移動体間通信、航行管理技術、自律航行化、自己位置推定、自己状態把握、安全性向上、抵抗低減、動揺低減、構造軽量化、材料・構造技術、複合材料、自動積層、トポロジー最適化、疲労強度、燃費向上、高効率化、周辺環境把握、空力、極超音速、新たなエンジン方式・推進方式、自動類識別、信頼性向上、デジタルエンジニアリング、自然エネルギー、センサレス制御、電動化、ハイブリッド、長寿命化、寿命予測、非破壊検査、信頼性工学、メンテナンスフリー、成層圏プラットフォーム、代替燃料、テラメカニクス
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、移動体の性能を大幅に向上させることができる技術、もしくは移動体への適用を前提とした新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 例 ・移動体の新たな材料の適用、電動化、AIやxR技術を活用した新たな設計や制御技術 ・移動体の無人化・自律化・遠隔制御化 ・移動体の軽量化（航空機や車両等の構造最適化等） ・移動体の航行能力向上 ・自然エネルギーを利用した推進方法 等	

(23) 医療・医工学に関する基礎研究

キーワード	外傷評価、AI診断支援、遠隔医療、モバイル手術環境、可搬型生命維持装置、止血、輸血、人工臓器、義肢、生体適合性表面処理、バイオアプリケーション、組織工学、免疫寛容誘導、抗菌薬耐性
研究テーマの概要及び応募における観点	
本研究テーマでは、下記に例示する課題等の解決や、外傷医療、救急医療、感染症、再生医療、機能再生、PTSD対策への寄与が期待される新たなアプローチの基礎研究を幅広く募集します。 本公募は基礎研究を対象としており、応用研究や臨床研究は対象外です。また、人体に対する侵襲的手技（外科的処置、内視鏡処置、組織生検等）及び投薬を伴う臨床介入（治験等）は対象外です。 例 ・屋外環境に常在する細菌に有効な、既存の抗生物質とは異なる作用機序を有する原薬シーズの探索・基礎検証 ・鋭的及び鈍的外傷、外傷性脳症、PTSD等の機序解明 ・救急医療の迅速化・高度化に資する技術 ・有事、災害時等に適した長期保存可能な人工血液 ・人工臓器にかかる細胞・組織工学および医療デバイス ・AI義肢、筋電義肢、視力回復、骨再生 ・病原体のフィールド検査技術、AI等を用いた感染症のビックデータ分析 ・長期搬送又は搬送困難時における可搬型生命維持装置の小型化・自動化・長期使用等	

令和8年度安全保障技術研究推進制度の応募書類作成要領

本制度への応募に当たっては、e-Rad[※]上で必要事項を入力するとともに、3項で示す応募書類をe-Rad上で提出してください。以下に、提出方法、応募書類の受付期間、応募書類の様式、応募書類の記載要領について示します。

1. e-Radによる応募書類の提出方法

応募書類は、e-Radによる提出のみ受け付けます。なお、e-radの所属研究機関が「個人登録」となっている場合は、研究機関への所属が確認できないため、受付できません。また、e-radに「e-rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」が未登録の場合や事務代表者・事務分担者のアカウントでは、応募ができません。あらかじめe-radの登録状況をご確認の上、ご応募ください。

応募書類は、「3. 応募書類の様式について」に従って、様式1－1から様式5及び参考様式を1つにまとめたPDF形式で、様式6から様式8をExcel形式で、e-Rad上に応募（アップロード）してください。ただし、論文等の補足書類を添付する場合は、別ファイルとしてください。応募の際にアップロードできるファイルの最大容量はそれぞれ10 MBですが、極力3 MB程度以下にするように努めてください。e-radに研究目的、研究概要等の記入欄がありますが、応募書類から転記して同内容を記入してください。

なお、委託事業と補助事業のうち防衛装備庁が指定するもので採択されることが差し支えないとして委託事業と補助事業の双方に応募する場合、タイプDとして応募書類を作成いただき、委託事業及び補助事業の双方について、e-Rad上のそれぞれの事業のフォームから応募（同一の応募書類をアップロード）してください。

2. 応募書類の受付期間

令和8年3月13日（金）～ 令和8年5月20日（水）正午（12：00）（厳守）

※： <https://www.e-rad.go.jp>

3. 応募書類の様式について

令和8年度は、委託事業として実施するタイプS、A、Cの3つのタイプと補助事業（タイプD）の公募を行います。それぞれのタイプで必要となる様式は下に示す表のとおりです。タイプごとに記載項目の一部が異なっていますので、応募書類の作成に当たっては十分注意してください。また、応募する前に「5. 応募書類及び記載項目のチェックリスト」を必ずチェックしてください（チェックリストの提出は不要です）。

表 応募様式の一覧

応募書類の様式	タイプ				備考
	S	A	C	D	
様式1-1 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（概要）		○			
様式1-2 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（詳細）		○			原則として、研究代表者が記入
様式1-3 追加説明事項		○			原則として、研究代表者が記入
様式2-1 研究費の見込額		○			
様式2-2 研究費計画書		○			各年度について、経費項目別に記載
様式3-1 他制度等の応募又は受け入れ状況（研究代表者分）		○			研究代表者分について記入 助成を受けたことがない場合は、「無し」と記入して提出
様式3-2 他制度等の応募又は受け入れ状況（各研究分担者分）		△			全ての研究分担者について記入 助成を受けたことがない場合は、「無し」と記入して提出 1人1枚とする必要はありません
様式4-1 研究代表者調書		○			
様式4-2 研究分担者調書		△			複数の研究者で応募する場合、それぞれの研究分担者ごとに提出
様式5 法人概要		△			研究者の所属する機関が、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び民間企業（技術研究組合、特定非営利活動法人を含む）に該当する場合、それぞれの法人ごとに提出
様式6 申請の概要		○			本申請の概要を1行にまとめたもの Excel形式で提出
様式7 研究者の一覧		○			研究代表者及び研究分担者を、 所属する機関ごとにまとめたもの Excel形式で提出
様式8 連絡先		△			研究代表者の他に採択審査等に係る連絡を希望する場合は、 Excel形式で掲出。 提出がない場合は、原則として研究代表者のみに連絡します。
参考様式 研究課題の応募・実施承諾書		○			研究者が所属する全ての機関について提出 委託事業と補助事業に応募する場合は、研究者が所属する全ての機関について委託事業及び補助事業の様式で作成し提出。

○：提出必須 △：条件を満たす場合は提出

4. 応募書類の記載要領について

応募書類の作成に当たっては、採択審査に当たる委員が、その内容を適切に判断・評価できるよう、わかりやすく整理して記載するよう、心がけてください。また、それぞれの様式に従い、以下の記載要領を踏まえた作成をお願いします。e-Rad上で入力すべき内容と同じ項目名の欄は、同内容をコピーしていただいて結構です。

なお、各様式では、斜体で注釈、注意事項を、赤字で記載例を、それぞれ含めています。応募する際には、別途、これらの記載のないワードファイルをダウンロードしてお使いください。また、未記入の様式については、様式ごと削除し、提出するPDFファイルに含めないでください。

【様式1－1】

① 研究テーマ

公募要領【別紙1】「令和8年度公募に係る研究テーマについて」に記載の研究テーマのうち、応募する研究課題に対応する研究テーマを1つ記入してください。複数の研究テーマに関係する場合は、最も関連が強い研究テーマを記入してください。

② 研究課題名

研究テーマに沿った研究課題名（日本語（30字以内）とその英訳）を記入してください。日本語の研究課題名は、e-Rad上で入力した研究課題名と同じ研究課題名を記入してください。齟齬があった場合は、本欄の記載を正として取扱います。研究課題名は、採択された場合に公表されますので、公表できない内容を含まないようにしてください。

③ 研究分野

研究内容の最も肝となる部分について、記載された中で最も近い研究分野を1つ選択し、丸を付けてください。また、「その他」の選択肢は、明らかに該当のない場合のみとしてください。同じ研究内容でも、分野によって評価の技術的な観点が変わる可能性がありますので注意してください。

④ キーワード

本研究に関連する技術分野がわかるようなキーワードを重要な順に5つ以内で記入してください。

⑤ 研究の概要

本研究課題の概要を専門家ではない一般の方にも理解できるような平易な文章で180字以内にまとめてください。その際、なるべく、研究の背景や目的、実施しようとしている研究内容の全体像、本研究の範囲内で目指す最終目標等を含めるようにしてください。また、採択された場合に公表されることを前提としてください。

⑥ 研究期間

研究期間は、タイプA及びタイプCは3か年度以内、タイプS及びタイプDは5か年度以内とし、タイプに応じた期間としてください。

⑦ 申請額

研究期間内の総経費（研究期間が3か年度であれば3か年度分、5か年度であれば5か年度分の直接経費及び間接経費の合計額）を記入してください。

⑧ タイプ

タイプA（年間5,200万円以内）、タイプC（年間1,300万円以内）、タイプS（最大5か年度で20億円以内）、タイプD（最大5か年度で20億円以内）のいずれかに丸を付けてください。タイプDの場合は、研究期間・経費規模からタイプS・A・Cのどのタイプに相当する提案が記載してください。

委託事業と補助事業への重複応募の場合は、タイプ A～C のいずれかとタイプ D に丸を付けてください。また、委託事業と補助事業への重複応募の有無を記入してください。

⑨ 研究代表者

研究代表者の氏名、国籍、所属機関・部局・職/職階及び連絡先（郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレス）を記入してください。研究代表者は、審査に関する連絡を行う際の主要連絡先となります。なお、研究代表者は日本国籍であることが必要です。

⑩ 経理事務担当者

研究代表者の所属研究機関で当該研究費の管理を行う経理事務担当者の氏名、所属機関・部局・職/職階及び連絡先（郵便番号、住所、電話番号及び電子メールアドレス）を記入してください。経理事務担当者は、防衛装備庁との事務手続を行う際の主要連絡先となります。

⑪ 研究者リスト

全ての研究者の氏名、所属及び連絡先を記載してください。研究代表者は、最上段に記載してください。

【様式 1－2】

様式 1－2 については、原則として 15 ページ以内で具体的に記載してください。この範囲内であれば、記載内容に応じて、各項目の記載欄を適宜増減して構いません。ただし、各項目の順番は変更しないでください。また、わかりやすくするために適宜図表等を貼り付けて構いませんが、様式の中で完結させた内容としてください。図表や文字色については、白黒/カラーのどちらでも可能です。

1. 本研究の背景

本研究課題の実施が必要と考えるに至った経緯や、関連する国内外の研究動向に対する本研究課題の位置づけなど、背景となる情報を記載してください。文献を引用しても構いませんが、引用した文献を読まなくても理解可能な記載内容としてください。

2. 本研究の目的

本研究課題の目的を記載してください。例えば、本研究課題を実施する意義や目指すべき方向等を提示してください。

3. 本研究の最終目標および要素課題

研究課題終了時に達成すべき最終目標を記載してください。最終目標は、終了評価で達成の可否が明確に判断できる必要があります。例えば、定量的な数値目標、機能目標や目標とする明らかにすべき現象等を提示してください。「xxx の実現に資する研究」という記述のみでは最終目標として不適切です。

また、最終目標を達成するために克服又は解明すべき要素課題についても記載してください。要素課題とは、発現メカニズムの解明、新たな計測手法の開発、計測精度の飛躍的向上、システム化や実装を困難とする原因の根本的解決等、様々な類型が考えられますが、いずれにしても研究開始時点では未解明であり、最終目標との関係が論理的に明示されることが求められます。未実施ではあるものの、既に確立された定型的な手法を適用すれば達成が見込まれる内容は「要素課題」として適切ではありません。次の項目である実施項目と混同して記載しないようご注意ください。

4. 最終目標に対する実施項目

研究課題終了時までには実施する項目を記載してください。実施項目とは、シミュレーション、計測、実験、試作品作製やフィールド試験等、様々な類型が考えられますが、いずれにしても最終目標を達成するために実施する研究内容を具体的に明示することが求められます。この際、個々の実

実施項目がどの要素課題に対応するのかを明示してください。要素課題と実施項目は一对一对応する必要はありません。1つの要素課題に複数の実施項目が対応する場合も、複数の要素課題に1つの実施項目が対応する場合もあります。

また、各実施項目を担当する研究機関も記載してください。1つの実施項目に対して複数の機関が取り組む場合は、関係する全機関名を記載し、各機関の役割を明示してください。

なお、実施項目の最後に、プロジェクト全体の連携のための取組みを実施項目「プロジェクトの総合的推進」（後述の記載例を参照）として記載ください。

5. 最終目標の達成に係る検討状況と最終目標を達成する見込み

本研究を応募するに当たって、事前に行った検討や予備実験、関連研究等（研究の連携や成果の共有等、関連性の強い研究）、研究の準備状況を具体的に記載してください。この際、研究代表者や研究分担者の過去の業績との関係や、本研究課題と関連研究との切り分けが明確となるよう留意してください。特に、既に本制度に採択され、令和8年度が最終年度である方は、現在実施中の研究との差異や進捗状況を必ず記載してください。

また、本研究課題の最終目標を達成できると見込んだ理由も記載してください。

なお、タイプCとして応募する場合には、提案するアイデアが実現できると見込まれる理由を記載してください。

6. 研究実施計画

「4. 最終目標に対する実施項目」で記載した実施項目ごとに、実施内容及び年度目標を記載してください。また、タイプSの場合は、研究期間（最大5か年度）の中で、中間評価を受ける上で適切な時期及びマイルストーンを示してください。なお、中間評価の時期は3年度目の10月頃を目途とします。タイプDの場合で、研究実施期間が3年を超える場合は、タイプSと同様に中間評価を実施しますので、中間評価時点でのマイルストーンを示してください。

7. 研究実施体制

7. 1 研究者と実施内容

各研究者が担当する実施内容と、各研究者の本研究に対するエフォートを、わかりやすく記載してください。

7. 2 分担研究機関が必要な理由／別の研究機関に所属する研究分担者が必要な理由

分担研究機関／別の研究機関に所属する研究分担者が存在する場合、それぞれの機関／分担者について、研究実施体制上の参加の必要性及び他の候補もある中でその機関／分担者を選択した理由を記載してください。なお、分担研究機関／別の研究機関に所属する研究分担者がいない場合は、「分担研究機関なし。」又は「別の研究機関に所属する研究分担者なし。」と記載してください。

7. 3 研究者間の情報共有、連携体制

研究機関間又は研究者間の情報共有や連携体制について、研究の円滑な実施が確認できるよう、具体的に記載してください。

8. 研究課題の最終目標、実施項目、研究者間の連携体制を示す概要図

本研究課題の最終目標、実施項目、研究者間の関係が明らかになるよう、フローチャートを記載してください。3～7項と整合が取れている必要があります。

【様式1－3】（研究期間等によって記載不要な項目あり）

（1）研究テーマとの整合性

本研究の内容と選択した研究テーマとの関係について簡潔に記載してください。

(2) 新規性、独創性又は革新性

既存の研究、他の研究機関等での業績、現在の研究状況等を整理するとともに、本研究の内容が、関連する学問領域においてどのように位置づけられ、どのような新規性、独創性又は革新性を有するのか、具体的に記載してください。また、その内容が既存の研究と比較して、どのような優位性を有する、又は有する可能性があるのか、当該研究分野の中でどのように位置づけられるのか、具体的な根拠を挙げて記載してください。記載においては、適切に文献等を引用してください。

(3) 波及効果

本研究を達成することによる、研究テーマに対する効果、学術分野や民生分野などへの波及効果について記載してください。防衛分野への波及効果は審査の観点に含まれませんので、記載する必要はありません。

(4) 所要経費及び研究期間の妥当性

本研究内容を実施するにあたって、当該金額及び期間が必要である理由を記載してください。特に金額が大きい場合には、研究を実施するにあたって真に必要な理由を述べてください。

タイプSとして応募する場合、タイプDで研究費の総額が1.56億円を超える場合又はタイプDで研究期間が3年を超える場合のみ記載して、それ以外の場合は項目ごと削除してください。

(5) 研究代表者の能力

研究代表者が、これまでに実施してきた研究及びプロジェクト管理の実績について、簡潔に記載してください。また、本研究を遂行し、マネジメントするために十分なエフォートを配分している理由について述べてください。

タイプSとして応募する場合、タイプDで研究費の総額が1.56億円を超える場合又はタイプDで研究期間が3年を超える場合のみ記載して、それ以外の場合は項目ごと削除してください。

【様式2-1】

公募要領【別紙3】「研究費の取扱区分表」を参照の上、研究を進めるに当たって必要と見込まれる直接経費と間接経費の合計額を記載してください。タイプA、タイプCの研究課題については、1課題当たりの研究総経費はそれぞれ年間5,200万円、1,300万円が上限となります。タイプS及びタイプDの1課題当たりの研究総経費は最大20億円となります。

記載に当たっては、各年度の経費額の合計が様式1-1⑦申請額と同じとなるように留意してください。見込額については所属研究機関の経理担当等とあらかじめよく相談して計上してください。計上に当たっては、以下の点に留意してください。

- 建物や構築物、あるいはそれらと一体となった設備の購入は認められません。また、汎用性の高い備品（パソコン等）は、事業の遂行に必要と認められるもののみ購入可能とします。
- 研究に必要な機器設備の調達方法の決定に当たっては、購入とリース・レンタルで調達経費を比較し、原則として安価な方法を採用願います。
- タイプS、A、Cは、委託により実施するものであるため、本事業により購入し取得した備品、資産及び防衛装備庁が指定する試作品等の所有権は、研究期間終了後、原則として防衛装備庁に帰属します。
- 納入までに年度をまたぐ調達品は、タイプS、A、Cの場合にのみ可能です。支払の発生する年度に計上するとともに、設備備品名の後に（〇〇年度（契約年度）～〇〇年度（納入年度））として記載してください。
- 各所要経費は、支払の発生する年度に計上し、消費税込みで記載してください。

- 外国旅費は、最低限必要なもののみ計上してください。
- 消費税相当額は、消費税課税事業者のみ消費税相当額を計上し、直接経費のうち非課税取引・不課税取引・免税取引に係る消費税に相当する額を計上してください。具体的には、「イ. 人件費・謝金」の消費税に相当する額を計上してください（人件費のうち派遣業者からの派遣研究員に係る経費は課税対象経費のため対象外）。また、「人件費・謝金」以外に非課税・不課税・免税取引を予定する場合は、把握できる範囲で計上してください。
なお、免税事業者の非課税団体等については計上できません（所要経費欄に「－」を記載）。
また、タイプDは消費税相当額を計上することはできません。
- 間接経費は、直接経費の原則30%に相当する額を計上してください。ただし、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び民間企業（技術研究組合、特定非営利活動法人を含む）に関しては、必要に応じて直接経費の30%以下に設定できるものとします。

なお、タイプSの研究課題については、各年度における所要経費の研究総経費に対する割合は、大まかに下表を目安としてください。この割合は必ずしも満たさなくても構いませんが、年度ごとに予算の上限額が決まっていることから、経費配分の見直しをお願いする可能性がある点、ご承知おきください。

所要時期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
経費割合 (%)	6	37	25	18	14	100

【様式2-2】

各年度の経費について、積算内訳を記載してください。使用目的及び必要性の欄には、当該経費の計上が研究計画に必要である理由を簡潔に記載してください。

【様式3-1】

研究代表者について、1行目に本研究課題に関するもの、2行目以降に本研究課題以外の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの）を受け入れているもの及び応募中のものについて、必要事項を記載してください。ただし、委託事業と補助事業のうち防衛装備庁が指定する事業で採択されることに差し支えないとして委託事業と補助事業の双方に同内容で応募する場合、応募は1件の研究課題として取り扱いますので、本研究課題として1行目に記載してください。

この際、秘密保持契約等のやむを得ない事情により必要事項の記載が難しい場合には、配分機関等名と予算額は記入しないことができますものとしませんが、必要に応じて照会を行うことがあります。また、今回の応募内容との差異について記載してください。該当がない場合には、2行目の「制度名」の欄に「なし」と記入してください。予算額の欄には、当該研究期間全体で、本人が使用する及び当該研究課題の総額（予定額）をそれぞれ記入してください。

なお、本記入内容について、不注意からでも事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがありますので、特に注意してください。

また、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に必要な情報に限り提出することがあることを前提した内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

【様式3-2】（研究分担者がいる場合のみ）

全ての研究分担者について、必要事項を記載してください。記載方法は様式3-1と同様です。ただし、1人1枚とする必要はありません。

【様式4-1】

研究代表者について、これまでの経歴、受賞歴、発表した論文、著書や取得した特許等について、まとめて作成し、提出してください。経歴には、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を必ず記入してください。論文、著書や特許等の数が多い場合は、主要なものを5本程度を選んで記載してください。記載に当たっては、researchmapの登録情報もご活用ください。

なお、本記入内容について、不注意からでも事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがありますので、特に注意してください。

【様式4－2】（研究分担者がいる場合のみ）

全ての研究分担者について、様式4－1と同様に記載してください。また、e-Rad研究者番号が発行されていない場合は、研究者番号欄に「申請中」と記載してください。ただし、分担研究機関であってもそのうちの1人（代表者）は、応募までにe-Rad研究者番号が発行されている必要がありますので、注意してください。詳しくは、別紙4を参照してください。

【様式5】（該当する法人に所属している場合のみ）

研究代表者又は研究分担者が公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び民間企業（技術研究組合、特定非営利活動法人を含む）に所属している場合、当該法人の概要を記載してください。複数の機関が参画する場合は、全ての機関について記載をお願いします。

【様式6】

本申請の概要を、別に示すExcel形式の様式を埋める形で1行にまとめたものを、Excel様式のまま提出してください。その際、他の様式の記載内容と矛盾が生じないように注意してください。

【様式7】

全ての研究者（研究代表者及び研究分担者）について、別に示すExcel形式の様式に従って、所属機関ごとにまとめたものを、Excel形式のまま提出してください。その際、様式1－1に記載されている内容と同じとなるように注意してください。

【様式8】（研究代表者の他に採択審査等に係る連絡の送付を希望する場合のみ）

採択審査等に係る連絡は、研究代表者に原則としてメールで行います。研究代表者の他に、採択審査等に係る連絡が必要な場合は、研究代表者を含め全ての送付先のメールアドレスを記入し、Excel形式のまま提出してください。

【参考様式】

応募に際して、研究者が所属している全ての研究機関から、本制度への応募・実施について承諾している旨の文書の提出をお願いします。参考様式によらず、各研究機関の様式を用いても構いません。

タイプS、A、Cについては、委託契約（又は再委託契約）を締結する最終権限を有する所属機関の長、又は所属機関の長から権限を委譲された契約担当者又は分任契約担当者（例：（大学の場合）学部長、（企業の場合）契約担当部署の長、研究者の所属部署の長など）の名義で作成してください。この文書は、採択後、防衛装備庁と代表研究機関との間で契約が可能なこと、及び代表研究機関と分担研究機関との間で再委託契約が可能なることを担保するためのものです。押印は必要ありませんが、採択を決定したにもかかわらず、契約を締結できないといった事態が生じないように、必ず研究機関内でご調整の上、契約が締結可能であることを契約責任者まで確認してご応募ください。

タイプDについては、研究者の補助金の受け入れ及び所属機関における経理の実施を所属機関が認めていることを確認するものになりますので、研究機関の長等の適切な権限のある方の名義で参考様式の補助金の内容で作成してください。

同内容で補助金と委託費の重複応募を希望する場合は、委託費の内容と補助金の内容の書類をそれぞれ作成し、両方の書類を提出してください。

なお、同一研究機関から複数の研究者がいる場合、機関ごとに1枚にまとめてください。また、同一研究機関から複数の研究課題を応募する場合は各々別に提出してください。

【その他】（様式自由）

その他、必要に応じ、専門用語の解説、応募する研究課題に関連が深く、特に提出を希望する査読付き論文等、応募書類の内容を補足する資料があれば、添付していただいても構いません。様式は自由とします。なお、これらの補足資料は原則として審査対象資料には含めませんので、必要情報は必ず様式1－1～様式5内に記載してください。

安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（概要）

①研究テーマ		(XX) ○○○○○○○○○○○○		
②研究 課題名	日	○○○○○○○○○○○○		
	英	XXXX XXXX XXXX XXXX		
③研究分野		知能・情報・通信・電気・電子・光・材料・機械・医療・その他		
④キーワード		○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○		
⑤研究の概要 (180字以内)		<以下は例示です> 本研究では、全く新しい○○という機能/性質の実現/活用に向けて、××することによってその発生原理等を明らかにし、その結果に基づいて△△を制御する新たな手法を実証することを目指す。		
⑥研究期間		令和8年度～令和 年度（ か年度）		
⑦申請額 (間接経費含む)		○○○, ○○○千円		
⑧タイプ		タイプS・タイプA・タイプC タイプD（タイプ○相当）	委託事業と補助事業への 重複応募の有無	有・無
⑨研究 代表者	ふりがな 氏 名	○○○ ○○○○ ○○ ○○○	国籍	日本
	所属機関・ 部局・職/職階	○○大学○○研究科 教授		
	連絡先	〒xxx-xxxx ○○県○○市○○○○ TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx		
⑩経理 事務担当者	ふりがな 氏 名	○○○ ○○○○ ○○ ○○○		
	所属機関・ 部局・職/職階	○○大学○○部○○課 係長		
	連絡先	〒xxx-xxxx ○○県○○市○○○○ TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx		
⑪研究者リスト（全ての研究者を記載）				
研究機関名	研究者 氏 名	部局・職/職階 連絡先（TEL、E-mail）		
（代表研究機関） ○○大学	研究代表者 ○○○○	○○研究科 教授 TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx		
	研究分担者 ○○○○	○○研究科 助教 TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx		
（分担研究機関） 国立研究開発法人	研究分担者 □□□□	□□研究所 主任 TEL: xxx-xxxx-xxxx		

□□機構		E-mail: xxxx@xxxx. xxxx
(分担研究機関) △△株式会社	研究分担者 △△△△	△△研究所△△研究室 室長 TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx
	研究分担者 △△△△	△△研究所△△研究室 主任 TEL: xxx-xxxx-xxxx E-mail: xxxx@xxxx. xxxx

安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（詳細）

研究課題名：○○○○○○○○○○○○○○○○

1. 本研究の背景

近年、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(中略)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・が注目を集めている。
これは、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(中略)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・に有効と考えられている。
一方で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(中略)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・が見出されている。
この現象は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(中略)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・を示している。
そこで、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(中略)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・に繋がるものとする。

2. 本研究の目的

本研究では、・・・・・・・・・・を通じて、・・・・・・・・・・を解明することを目指し、
・・・・・・・・・・することにより、・・・・・・・・・・を明らかにする。

3. 本研究の最終目標および要素課題

＜以下はあくまでも例示です。研究の目標等をわかりやすく記載してください＞

○○○を克服するには、×××を実現し、△△△であることを確認する必要がある。そこで、本研究課題では、□□□に関する原理検証を行い、◇◇◇を明らかにして△△△を導出、これを○○○することで×××の実現を目指す。そのため、本研究課題の最終目標は以下の性能を有する×××の実現とし、最終目標に対する要素課題には以下の(1)～(3)が挙げられる。

目標性能
・○○特性：○%以上
・○○特性：○dB以上

(1) □□□の原理検証

・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(2) △△△の導出

・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

(3) ×××の実現

・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

4. 最終目標に対する実施項目

＜以下はあくまでも例示です。研究の実施内容等をわかりやすく記載してください＞

本研究課題では、まず△△△を試作して◇◇◇試験を行い、○○に関するデータを取得する。次に、○○データと□□データを結び付けることで、×××に及ぼす要因を明らかにする。その上で、その要因に基づいて○○○を再現するシミュレータを構築、△△△との関係を導き出し、その妥当性

を◇◇◇によって確認する。さらに、この結果を□□□に統合することで、○○○を明らかにするとともに、×××を実現する。そのため、本研究課題の実施項目は、以下の(1)～(4)及びプロジェクト全体の連携のための取り組みである(5)が挙げられる。

(1) ◇◇◇の要因分析 (○○大学)

.....。

(2) △△△シミュレータの構築 (○○大学、△△株式会社)

.....。

(3) ○○○の製作 (△△株式会社)

.....。

(4) ×××の試験・評価 (○○大学、□□機構)

.....。

(5) プロジェクトの総合的推進

プロジェクト全体の連携を密としつつ円滑に運営していくため、運営委員会や技術検討会の開催等、参画各機関の連携・調整にあたる。

特に、プロジェクト全体の進捗状況を確認しつつ計画の合理化を検討し、必要に応じて調査或いは外部有識者を招聘して意見を聞くなど、プロジェクトの推進に資する。

5. 最終目標の達成に係る検討状況と最終目標を達成する見込み

<以下はあくまでも例示です。研究の準備状況等をわかりやすく記載してください>

最終目標である×××の実現には、□□□の現象が重要となる。この現象は、○○○が関係しているとされる。一方で、著者らの先行研究において、○○○を実施したところ、△△△と相関関係があることがわかった[1]。また、×××を解析したところ、◇◇◇が明らかとなった[2]。これらの結果は、□□□を示唆しており、△△△が関係している可能性がある。そのため、◇◇◇に関するデータを取得・解析し、○○○に及ぼす要因を明らかにすることができれば、×××が実現できると考えられる。

参考文献

[1] ○○○○, ○○○○○, “○○○○○○,” ○○○○○○○, vol. ○, no. ○, pp. ○○, ○○.

[2] □□□, □□□□, “□□□□□□,” □□□□□□□□, vol. □, no. □, pp. □□, □□.

タイプA、Cの場合、4年目、5年目の列は不要です。適宜、削除してください。

6. 研究実施計画

実施項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(1) ◇◇◇の要因分析 (○○大学)	・ ◇◇検討 ・ ◇◇データ取得	・ ◇◇データ取得 ・ ◇◇解析	・ ◇◇解析 ・ ◇◇の導出	・ ◇◇の確認	—
(2) △△△シミュレータの構築 (○○大学、△△株式会社)	・ △△設計	・ △△構築 ・ △△検証	・ △△検証 ・ △△の改修	・ △△と統合	・ △△の改修
(3) ○○○の製作 (△△株式会社)	・ ○○設計	・ ○○製作	・ ○○の改良	・ ○○実装	・ ○○と統合
(4) ×××の試験・評価 (○○大学、□□機構)	・ ××準備	・ ××試験	・ ××試験 ・ ××評価	・ ××試験 ・ ××評価	・ ××試験 ・ ××評価

【中間評価時に達成すべきマイルストーン】（タイプA、Cの場合は不要。項目ごと削除。）

※ 3年目の10月頃を目途に実施。

- ・試作する〇〇を用いて◇◇試験を行い、その結果に基づいて△△を導出する。
- ・取得した××データを用いて〇〇を製作し、△△特性を◇◇向上させる。
- ・◇◇を構築し、シミュレーションによって〇〇評価を行う。
- ・原理の検証のために□□試験を行い、＜数値目標＞を達成する。

7. 研究実施体制

7. 1 研究者と実施内容

研究機関名	研究者氏名	実施内容	本研究課題へのエフォート
(代表研究機関) 〇〇大学	研究代表者 〇〇〇〇	・全体取りまとめ ・◇◇検討、◇◇の導出、◇◇の確認 ・××評価	〇〇%
	研究分担者 〇〇〇〇	・◇◇データ取得、◇◇解析 ・△△検証、△△の改修	〇〇%
(分担研究機関) □□機構	研究分担者 □□□□	・××準備 ・××試験 ・××評価	〇〇%
(分担研究機関) △△株式会社	研究分担者 △△△△	・〇〇設計、〇〇製作 ・〇〇の改良、〇〇実装 ・〇〇と統合	〇〇%
	研究分担者 △△△△	・△△設計、△△構築 ・△△の改修 ・△△と統合、△△の改修	〇〇%

研究実施場所

〇〇大学〇学部	〇〇県〇〇市
国立研究開発法人〇〇機構〇〇研究所	〇〇県〇〇市
××株式会社〇〇事業所	〇〇県〇〇市

主な使用予定設備（現有設備に限る）

〇〇大学〇学部	大型計算機
国立研究開発法人〇〇機構〇〇研究所	電波暗室、計測用航空機
××株式会社〇〇事業所	大型積層装置

7. 2 分担研究機関が必要な理由／別の研究機関に所属する研究分担者が必要な理由

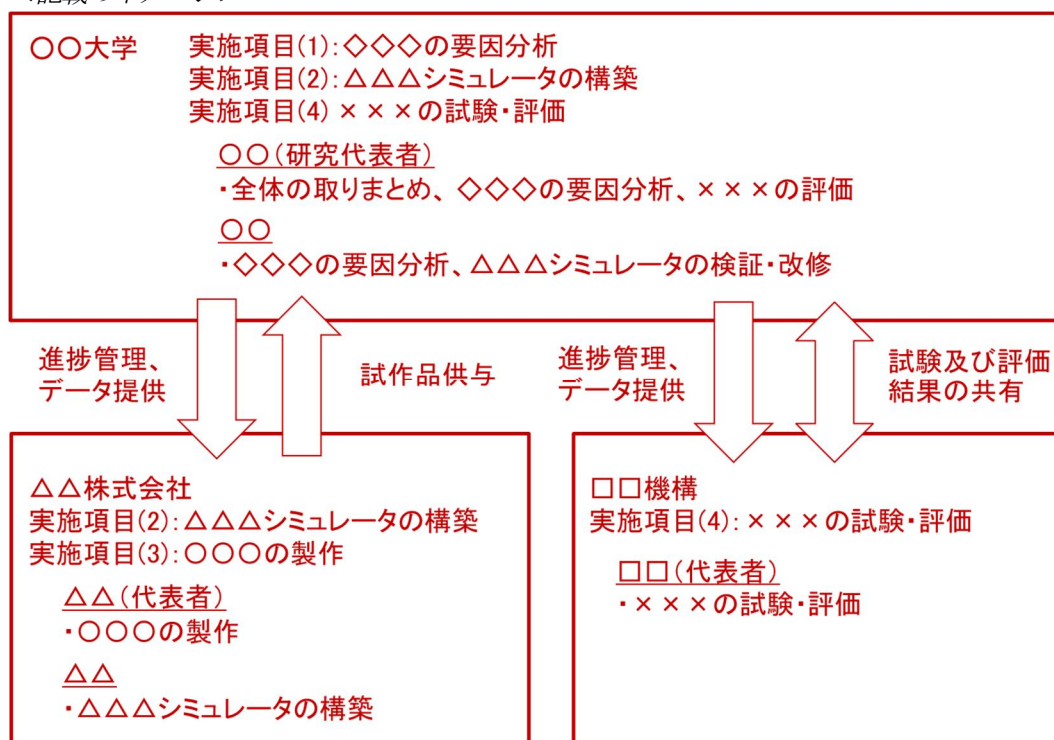
・・・・・・・・・・。

又は 「分担研究機関なし。」 又は「別の研究機関に所属する研究分担者なし。」

7. 3 研究者間の情報共有、連携体制

〇〇大学と□□機構、△△株式会社は共同研究を実施しており、研究開発について定期的に会合を開催し、迅速な情報共有と連携体制が構築されている。また、恒常的に共有の仕事を行っていることから、既に緊密な連携が図れている。

8. 研究課題の最終目標、実施項目、研究者間の連携体制を示す概要図
 <記載のイメージ>



追加説明事項

研究課題名：○○○○○○○○○○○○○○○○

(1) 研究テーマとの整合性

本研究は○○○を目的とした□□□に関する基礎研究であり、△△△技術の一種である。選択した研究テーマ「◇◇◇」では、・・・に資する基礎研究を求めている。そのため、本研究はこの研究テーマ○○番に合致しているものと考ええる。

(2) 新規性、独創性又は革新性

○○○において、△△△が関係しているとされており[3]、□□□の研究が盛んに行われてきたが[4]、×××との関係については触れられてこなかった。もし×××が○○○に関係しているとするれば、△△△と×××にも相関があると考えられ、◇◇◇に関するデータを取得・解析することで、○○○に及ぼす主要因を明らかにできる可能性がある。×××との関係については、先行研究により示唆されているが、○○○に及ぼす影響をその原理から解明することに新規性があると考ええる。また、本研究は、長年に渡って未解明とされてきた□□□に挑戦するものであり、×××という新たな視点から原理メカニズムに迫るというアプローチに独創性および革新性があると考ええる。

参考文献

[3] ○○○○, ○○○○, “○○○○○○,” ○○○○○○○, vol. ○, no. ○, pp. ○○, ○○.

[4] □□□, □□□□, “□□□□□□,” □□□□□□□□, vol. □, no. □, pp. □□, □□.

(3) 波及効果

最終目標である×××が実現できれば、これまで困難であった○○○でなくとも容易に△△△できるようになると考える。これは、◇◇◇ではなく、○○○を考慮するという新しい一面を提案するものであり、□□技術において非常に有用と考える。これをさらに発展させることで□□□となり、将来的には、○○○に活用できるものと考ええる。

(4) 所要経費及び研究期間の妥当性 (タイプSとして応募する場合、タイプDで研究費の総額が1.56億円を超える場合又はタイプDで研究期間が3年を超える場合のみ記載、それ以外の場合は項目ごと削除。)

△△△を試作するには、×××法を用いて□□□を行うが、◇◇◇だけではなく、○○を考慮する必要がある。△△△が所要の性能を発揮させるには×××装置を用いて・・・する必要があるため、専用の装置でないと対応が難しい。また、◇◇◇試験は○○装置を用いて実施するが、・・・するためには、内部に入れる専用の機器が必要であり、計測結果の分析には卓越したスタッフを要する。加えて、◇◇◇試験で××の現象を発生させるには、□□□の条件をクリアする必要があり、様々なデータを解析、・・・することが求められる。そのため、申請額及び研究期間は妥当と考える。

(5) 研究代表者の能力 (タイプSとして応募する場合、タイプDで研究費の総額が1.56億円を超える場合又はタイプDで研究期間が3年を超える場合のみ記載、それ以外の場合は項目ごと削除。)

研究代表者である××は、これまでに・・・の研究を初めとして多くのプロジェクトに従事し、研究分担者として△△△の成果を挙げるなど、○○○について多くの知見を有している。また、□□分野の第一人者であり、・・・では、研究代表者として・・・などの多くのプロジェクトを管理してきた経験もある。さらに、◇◇◇や×××にも取り組んできており、エフォート率○○％において、本研究課題を十分に遂行できると考える。

研究費の見込額

タイプ A、C の場合、4年目、5年目の列は
不要です。適宜、削除してください。

1. 各年度別研究費内訳（単位：千円）

研究費の内訳	所要経費（千円）					備考
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
① 直接経費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	ア～エの計
ア. 物品費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
イ. 人件費・謝金	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
ウ. 旅費	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
エ. その他	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	消費税相当額を含む
② 間接経費（原則30%）	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	
合計（①+②）	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	

2. 研究機関別研究費（単位：千円）

研究費の内訳	所要経費（千円）					備考
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
（代表研究機関） 〇〇大学	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	合計を記載。うち、 括弧内は間接経費。
（分担研究機関） □□機構	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	合計を記載。うち、 括弧内は間接経費。
（分担研究機関） △△株式会社	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	XX, XXX (X, XXX)	合計を記載。うち、 括弧内は間接経費。
合計	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	

【様式2-1、2-2作成上の注意事項】

- ・1枚に収める必要はありません。内訳を記載してください。また、消費税（国税＋地方消費税）込みの額で記載してください。
- ・委託事業は令和8年12月頃以降、補助事業は令和8年10月頃に研究開始となる見込みですので、それを考慮した積算を行ってください。
- ・作成に当たっては、別紙3に基づいて、研究費の積算を正しく行ってください。
- ・人件費については、研究機関等の人件費標準単価表等を用いて適正に算定してください。
- ・間接経費は、直接経費の原則30%としてください。ただし、企業等に関しては、必要に応じて直接経費の30%以下に設定できるものとします。
- ・競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）の人件費の支出について」、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）」に基づく対応を行う場合、備考欄等にそれぞれ「直接経費からの研究代表者の人件費支出〇〇万円」、「若手研究者の自発的研究活動を実施〇名」、「バイアウト制度を活用〇〇万円」等と記載すること。

研究費計画書 (○年目)

1～5のいずれかの数字を記入。↑

1年ごとに1枚作成すること。

項目 (メーカー名・規格等を併記)	数量 (単位)	金額 (単位：千円)	設置機関／ 担当研究機関	使用目的及び必要性
直接経費				
I. 物品費				
1. 設備備品費				
○○○○ □□□□	○式 □台	XX, XXX XX, XXX	○○大学 □□機構	◇◇実験 □□解析検討
2. 消耗品費				
○○○○ △△△△	○組 △個	XX, XXX X, XXX	○○大学 △△株式会社	○○の試作 △△の設計検討
小計		XX, XXX		
II. 人件費・謝金				
1. 人件費				
解析補助員 研究員	○名 ○名	X, XXX XX, XXX	○○大学 ○○大学	データ解析 特任助教
2. 謝金				
小計		XX, XXX		
III. 旅費				
1. 旅費				
○○学会 (スペイン)	○名	XXX	○○大学	◇◇実験結果の発表
小計		XXX		
IV. その他				
1. 外注費				
2. 印刷製本費				
3. 会議費				
4. 通信運搬費				
5. 光熱水料				
6. その他				
7. 消費税相当額		X, XXX		
小計		X, XXX		
直接経費 (税込)		XX, XXX		
V. 間接経費 (税込)		XX, XXX		
VI. 総額 (税込)		XX, XXX		

他制度等の応募又は受け入れ状況（研究代表者分）

研究代表者：

番号	状態	制度名、 実施期間、 配分機関等名	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割 (代 表・ 分担 の別)	本人の受入 れ予算額 (研究課題 全体の予算 額) (千円)	令和 8年 度の エフ オー ト(%)	研究内容の相違点 及び他の研究費に 加えて本応募研究 課題に応募する理由
1	応募中	【本研究課題】 R8～R 防衛装備庁	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	代表	○○○○ (○○○○)	40	—
2	応募中	科研費 R ～R JSPS	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	20	
3	採択済	CREST R ～R JST	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	10	
4	実施中	○○○ R ～R NEDO	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	代表	○○○○ (○○○○)	30	
...							

※ 必要に応じ、適宜欄を追加してください。

他制度等の応募又は受け入れ状況（各研究分担者分）

研究分担者：_____

番号	状態	制度名、 実施期間、 配分機関等名	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割 (代 表・ 分担 の別)	本人の受入 れ予算額 (研究課題 全体の予算 額) (千円)	令和 8年 度の エフ ォー ト(%)	研究内容の相違点 及び他の研究費に 加えて本応募研究 課題に応募する理由
1	応募中	【本研究課題】 R8～R 防衛装備庁	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	40	—
2	応募中	科研費 R ～R JSPS	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	20	
3	採択済	CREST R ～R JST	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	10	
4	実施中	○○○ R ～R NEDO	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	代表	○○○○ (○○○○)	30	
...							

研究分担者：_____

番号	状態	制度名、 実施期間、 配分機関等名	研究課題名 (研究代表者氏名)	役割 (代 表・ 分担 の別)	本人の受入 れ予算額 (研究課題 全体の予算 額) (千円)	令和 8年 度の エフ ォー ト(%)	研究内容の相違点 及び他の研究費に 加えて本応募研究 課題に応募する理由
1	応募中	【本研究課題】 R8～R 防衛装備庁	○○○○○○○○○○ ○○○○ (○○ ○○)	分担	○○○○ (○○○○)	70	—
		なし					

※ 全ての研究分担者について作成してください。必要に応じ、適宜欄を追加・削除してください。

※ 1人1枚とする必要はありません。

研究代表者調査書

研究課題名		○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
研究者名	ふりがな 氏 名	○○○ ○○○ ○○○ ○○○	生年月日 年 齢	○○○○年○○月○○日 (○○歳)
	研究者番号	e-Rad研究者番号(8桁)を記入		最終卒業(修了)学校・卒業(修了)年次・学位
	所属機関・部局・職/職階	○○○大学○○学部教授		
		○○大学大学院○○専攻 博士後期課程修了 (○○○○年) 博士(○学)		
専門分野		○○○工学		
主な経歴		○○○○年～○○○○年 ○○大学○○学部助手 ○○○○年～○○○○年 ○○研究所 研究員 ○○○○年～○○○○年 ○○大学○○学部准教授 ○○○○年～ ○○大学○○学部教授 ○○○○年～ 株式会社○○代表取締役 ○○○○年～ ○○大学客員教授 現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を必ず記入してください。		
特筆すべき競争的研究資金獲得実績		○○○○年～○○○○年 JST・科研費(研究代表者) ○○○○についての研究 ○○○○年～○○○○年 JST・CREST(研究分担者) ○○○○に関する研究		
受賞歴・表彰歴		ない場合は、「無し」と記載してください。		
本研究課題に関連する主な研究論文・著書		これまでに発表した主な研究論文又は著書のうち、本応募に関する主要なものを5件以内で選び記載してください。 論文についての記載項目は、以下のとおりとしてください(著書の場合はこれに準じてください)。 著者名、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年 様式1-2等で引用できるように、番号等を適宜付けてください。		
本研究課題に関連する主な知的財産権		これまでに発明者として取得(出願中のものも含む。)した特許等のうち本応募に関連する主要なものを5件以内で選び、名称、内容、特許出願番号、権利者名、本応募との関係、を具体的かつ簡潔に記載してください。ない場合は、「無し」と記載してください。 様式1-2等で引用できるように、番号等を適宜付けてください。		

研究分担者調書

研究課題名				
研究者 名	ふりがな 氏 名		生年月日 年 齡	年 月 日 (歳)
	研究者番号	e-Rad研究者番号(8桁)を記入	最終卒業(修了)学校・卒業 (修了)年次・ 学位	
	所属機関・ 部局・職/ 職階			
専門分野				
主な経歴		記載方法は様式4-1と同様 です。		
特筆すべき 競争的研究資金 獲得実績				
受賞歴・表彰歴				
本研究課題に 関連する 主な研究論文・著書				
本研究課題に 関連する 主な知的財産権				

※ 本様式は、研究分担者全員分を作成してください。

公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、
一般財団法人及び民間企業(技術研究組合、特
定非営利活動法人を含む)は作成してください。

法人概要

(様式5)

令和 年 月 日

企 業 名	株式会社 ○○○○		上 場	有 (年 月) ・ 無
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		設立年月	○○○○年○○月
工 場	本社工場 (○○市)、□□工場 (□□市)、等		研究所	有 ・ 無
役 員	(社長) ○○○○○ (役員○○名) (研究開発者○○名)		社員数	○○○名 (研究開発要員○○名)
法人番号	法人番号を記入			
ホームページ	http://			
事 業 内 容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発			
主 要 株 主	○○○○ (%)、□□□□ (%)、△△△△ (%)			
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店			
関 係 会 社	株式会社 ○○○○ (販売会社)			
研究開発実績 研究開発能力	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。) □□研究所、▽▽株とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)			
経営状況と 見 通 し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品 (○○) の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。			
防衛省等 との関係	防衛省又は官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。			
決 算 期		n-2 年 月期	n-1 年 月期	n 年 月期
財政 状態	資 本 金	A 百万円	a 百万円	a' 百万円
	自 己 資 本	B 百万円	b 百万円	b' 百万円
	総 資 産	C 百万円	c 百万円	c' 百万円
経営 状態	売 上 高	D 百万円	d 百万円	d' 百万円
	経 常 利 益	E 百万円	e 百万円	e' 百万円
	当 期 利 益	F 百万円	f 百万円	f' 百万円
財務 比率 分析	自己資本比率	B / C %	b / c %	b' / c' %
	経常利益率①	E / D %	e / d %	e' / d' %
	経常利益率②	E / C %	e / c %	e' / c' %
	研究開発費 研究開発費率③	G 百万円 G / D %	g 百万円 g / d %	g' 百万円 g' / d' %
	配 当 率	%	%	%
特 記 事 項				

単位は変えないように。

注) 経常利益率①は対売上高、経常利益率②は対総資産、研究開発費率③は対売上高で記入ください。

タイプ S、A、C はこちらの様式で作成してください。
タイプ D とタイプ S、A、C で同一の研究課題を応募する場合も作成してください。

(参考様式 委託費 (代表研究機関))

研究課題の応募 実施承諾書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(防衛イノベーション科学技術研究所プログラム管理官気付)

〇〇大学
△△学部長
□□ □□

所属機関の長、又は所属機関の長から権限を委譲された契約担当者、又は分任契約担当者名義で作成してください。
(その場合、権限委譲の規程を確認することがあります)

令和 年度安全保障技術研究推進制度の公募に対して、下記のとおり(本子/本機構/当社)所属の研究者が(研究代表者/研究代表者及び研究分担者)として応募すること、採択された場合には防衛装備庁と契約を締結することを承諾しております。

記

研究代表者 所属氏名： 〇〇部長 □□ □□

研究分担者 所属氏名： 〇〇部 △△ △△

□□部 ◇◇ ◇◇

研究課題名： 〇〇〇〇〇の研究

研究実施期間： 令和 年度～令和 年度

代表研究機関に所属する研究代表者、研究分担者を全て記載してください。

タイプ S、A、C はこちらの様式で作成してください。
タイプ D とタイプ S、A、C で同一の研究課題を応募する場合も作成
してください。

(参考様式 委託費 (分担研究機関))

施承諾書

令和 年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(防衛イノベーション科学技術研究所プログラム管理官気付)

〇〇機構
△△部長
□□ □□

所属機関の長、又は所属機関の長から権限を委譲された契約担当
者、又は分任契約担当者名義で作成してください。
(その場合、権限委譲の規程を確認することがあります)

令和8年度安全保障技術研究推進制度の公募に対して、下記のとおり(本学／本機構／
当社) 所属の研究者が研究分担者として応募することを承諾しております。

記

研究分担者 所属氏名： 〇〇部 △△ △△

□□部 ◇◇ ◇◇

研究課題名： 〇〇〇〇〇の研究

代表研究機関名： 〇〇大学

研究実施期間： 令和 年度～令和 年度

分担研究機関に所属する研究分担者を
全て記載してください。

タイプDはこちらの様式で作成してください。
タイプDとタイプS、A、Cで同一の研究課題を応募する場合も作成してください。また、別の研究機関に所属する研究分担者が存在する場合は、当該研究機関分の承諾書も作成してください。

(参考様式 補助金)

承諾書

令和 年 月 日

防衛大臣 殿
(防衛イノベーション科学技術研究所プログラム管理官気付)

〇〇大学長
□□ □□

次の研究者が、安全保障技術研究推進制度に関する補助金に関して応募すること、採択された場合には研究代表者／研究分担者として研究を実施すること及び本学／本機構が研究代表者／研究分担者を代理して当該研究に係る補助金の管理及び経理を行うことを承諾します。

記

研究代表者 所属氏名： 〇〇部長 □□ □□

研究分担者 所属氏名： 〇〇部 △△ △△

□□部 ◇◇ ◇◇

研究課題名： 〇〇〇〇〇の研究

研究実施期間： 令和 年度～令和 年度

所属する研究代表者、研究分担者を全て記載してください。

5. 応募書類及び記載項目のチェックリスト

応募書類を提出する前に提出書類に不備がないか下記のチェックリストを活用してください。本チェックリストの提出は不要です。

確認対象	チェック項目
提出様式	☐ 様式は全てそろっていますか。 (タイプS、A、C) 様式1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、3-1、3-2※1、4-1、4-2※1、5※2、6、7 (タイプD) 様式1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、3-1、3-2※1、4-1、4-2※1、5※2、6、7 ※1：研究分担者がいる場合 ※2：研究機関に公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及び民間企業（技術研究組合、特定非営利活動法人を含む）が含まれる場合
様式1-1	☐ ①：公募要領別紙1に示す研究テーマが1つ記載されていますか。 ☐ ②：課題名の日本語は30字以内となっていますか。 ☐ ⑥：各タイプの最大研究期間の範囲内となっていますか。 ☐ ⑦：各タイプの最大経費の範囲内（間接経費を含む）となっていますか。 ☐ ⑧：研究代表者の国籍は記載されていますか。また、日本となっていますか。 ☐ ⑩：全ての研究者が記載されていますか。また、全ての研究機関はe-Radに登録されていますか。
様式1-2	☐ ページ数は15ページ以内となっていますか。
様式2-1	☐ 合計(①+②)の総計額と様式1-1⑦の申請額は一致していますか。
様式2-2	☐ 各年度の小計と様式2-1の各年度別研究費内訳の数字は一致していますか。
様式3-2	☐ 様式1-1⑩研究者リストに記載されている全研究分担者分がそろっていますか。
様式4-2	☐ 様式1-1⑩研究者リストに記載されている全研究分担者分がそろっていますか。
様式5	☐ 様式1-1⑩研究者リストに記載されている全機関のうち、全企業等分がそろっていますか。
参考様式	☐ 様式1-1⑩研究者リストに記載されている全機関分がそろっていますか。
様式6	☐ 様式1-1、1-2の各記載内容と一致していますか。 ・各年度の研究費：年度毎に改行をいれてありますか。 ・分担研究機関：機関毎に改行をいれてありますか。 ☐ 様式5の記載内容と矛盾していませんか。
様式7	☐ 様式1-1⑩研究者リストに記載されている全研究者が記載されていますか。
e-Rad	☐ e-Radの公募内容が、応募しようとしているタイプと一致していますか。 ☐ e-Radに入力した下記の項目について、申請書と一致していますか。 ・研究課題名：様式1-1②と一致していますか。 ・研究代表者名：様式1-1⑧と一致していますか。 ・各研究機関の代表者名：様式1-1⑩に記載されていない研究機関に所属する研究者となっていませんか。

(直接經費)

- 1 -

大項目	中項目	説 明
人件費 ・ 謝金	人件費	本委託業務に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費 ・ 研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）、法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、本委託業務に係る退職手当等 ・ 機関で直接雇用する研究員（ポスドク等）の人件費（有給休暇等を含む）、法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、本委託業務に係る退職手当等 ・ 特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用、他機関からの出向研究員の経費 等 本委託業務に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費 ・ リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・ 研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・ 技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 ※ 1 人件費の算定に当たっては、研究機関等の給与規程等に基づいてください。 ※ 2 個々の従事者の人件費は、当該従事者に費やされる経費に、当該従事者の本委託業務へのエフォート [%] を乗じた額を最大とします。 ※ 3 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないことが必要です。他の経費からの人件費支出との重複については特に注意してください。 なお、大学や独立行政法人、公益社団法人等、公的性格を有する研究機関に所属する研究代表者にかかる人件費については、「競争的研究費の直接経費からの研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和 2 年 1 0 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に定められている要件や手続等に従うことにより、人件費として計上することができます。詳しくは内閣府 HP をご覧ください。ただし、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合、直接経費からの支出ができません。 ※ 4 本委託業務に直接従事するものに限りします。 ※ 5 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 1 2 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、各年度 4 月 1 日時点で 4 0 歳未満の研究分担者は、人件費を支給されながらも、自発的な研究活動等を実施することが可能です。適用する場合は、当該申し合わせに記載された、必要な要件や手続等に従ってください。 ※ 6 「競争的研究費における RA 経費等の適正な支出の促進について」（令和 3 年 3 月 2 6 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にリサーチアシスタント等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。
	謝金	本委託業務の実施に必要な知識、情報や技術の提供に対する経費 ・ 研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・ 講演会等の謝金 ・ 個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・ データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・ 通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・ 学生等への労務による作業代 ・ 被験者の謝金 等 ※ 1 謝金の算定に当たっては、研究機関等の謝金支給規程等に基づいてください。 ※ 2 知的財産権が発生しない単純労務（会議の準備、機材移動、データ入力、資料整理等）に限りします

大項目	中項目	説 明
旅費	旅費	旅費に関わる以下の経費 ・ 本委託業務を実施するに当たり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当や旅行雑費を含む。 ・ 上記以外の業務への協力者に支払う、業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・ 外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ・ 研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費） 等 ※ 1 <u>旅費や赴任する際にかかる経費の算定に当たっては、研究機関等の旅費規程等に基づいてください。</u> ※ 2 旅費のキャンセル料については、やむを得ない事情により発生したものと認められる場合のみに限ります。 ※ 3 「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいいます。 ※ 4 外国からの研究者等の招へい経費については、本委託業務に直接関与するための人材を招へいする場合に限り、本委託業務へのエフォート [%] を乗じた額を最大とします。 ※ 5 レンタカー代、タクシー代、高速料金、燃料代について、旅費規程に定められていない場合は、その他（諸経費）に計上してください。
その他	外注費	本委託業務を実施するために直接必要な物品（機械装置等）のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる以下の経費 ・ データの加工・分析、実験補助の外注等定型業務の請負 ・ 機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として本委託業務で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・ 実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・ 通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） ・ 他者に仕様書や設計図等を示し、それに基づいて製作・加工させる場合であって、それが耐用年数が1年未満もしくは取得価格が10万円未満の物品（試作品を含む）である場合に要する経費 等 ※ 1 <u>「再委託費」に該当するものを除きます。</u> ※ 2 本委託業務で使用している設備備品が使用中に故障し、補修する場合は、外注費に計上することができます。 ※ 3 設計図を納品させ、取得価格が10万円以上の場合は、「設備備品費」となる場合がございますので、ご注意ください。
	印刷製本費	本委託業務を実施するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費 ・ チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 ・ 本委託業務にかかる研究成果による論文、同報告書等の印刷製本費、CD-R 等への焼付費用等

大項目	中項目	説 明
その他	会議費	本委託業務を実施するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費 ・ 外部委員による研究運営委員会等の委員会開催費 ・ 本委託業務にかかる研究成果発表会、ワークショップ及びシンポジウム等の開催費、会場借料 ・ 同会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） ・ 国際会議の通訳料等 × 経費として認められない例 研究実施者（研究代表者、研究分担者）のみで構成される委員会に要する経費 ※ <u>会議費の支出基準に当たっては、研究機関等の規程等に基づいてください。</u>
	通信運搬費	本委託業務を実施するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料 ・ 電話料、ファクシミリ料 ・ インターネット使用料 ・ 宅配便代 ・ 郵便料等 ※ 電話料等の全体額の一部を負担する場合には、研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分することができるものに限り認めます。
	光熱水料	本委託業務を実施するために使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費 ※ 1 <u>一般的には「間接経費」に含まれることとしますが、研究の実施に直接使用する実験棟、プラント、設備、装置等の運転等に要した光熱水料を計上することができます。</u> ※ 2 光熱水料は、専用メーターが装着されている場合は、その使用量によります。 ※ 3 専用メーターが装着されていない場合は、占有面積、使用時間等を勘案して合理的に算出してください。この場合、算出根拠を明確にしてください。 ※ 4 機関内の施設において、当該研究で専用使用するスペース及び当該研究に直接使用する研究設備・装置について、機関の規定等により使用料が規定されている場合は当該費用を計上することができます。

大項目	中項目	説 明
その他	その他 (諸経費)	上記の各項目以外に、本委託業務を実施するために直接必要な経費 ・ 物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・ 研究機関内の施設・設備使用料 ・ 学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上） ・ 学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・ 研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・ 広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・ 保険料（本委託業務に必要なもの） ・ 振込手数料 ・ データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料、クラウド利用料等） ・ 特許関連経費 ・ 薬事相談費 ・ 薬品・廃材等処理代 ・ 書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・ レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） ・ 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費） 等 ※ 1 リースについて、最終的に所有権が配分機関に移転するリース契約は認められません。 ※ 2 学会年会費等及び資格取得費用のような研究機関や研究参加者の権利となるものは、直接経費には計上できません。 ※ 3 学会参加費について、ランチ代、バンケット代が不可分であり、旅費でそれに係る経費が支弁されている場合、それを除きます。 ※ 4 求人費について、本委託業務を実施するための人材を求める場合に限り、他の業務にも従事する場合には、本委託業務へのエフォート [%] を乗じた額を最大とします。 ※ 5 保険料について、法的に支払義務があるもの以外は除きます。 ※ 6 振込手数料について、配分機関負担の振込手数料は認められません。 ※ 7 大学や独立行政法人、公益社団法人等、公的性格を有する研究機関に所属する研究代表者にかかる「研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）」については、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和 2 年度 1 0 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に定められている要件や手続等に従うことにより、計上することができます。詳しくは内閣府 HP をご覧ください。ただし、国からの資金（交付金・補助金等）、公費による人件費措置の対象者であって、かつ当該資金（交付金・補助金等）に対する人件費の置き換えが認められていない場合は、直接経費からの支出ができません。

大項目	中項目	説 明
その他	消費税相当額	<u>「人件費（通勤手当除く）」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の消費税に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費、インボイス影響額等を記載します。</u> なお、消費税相当額については、消費税の免税事業者等については計上しないでください。また、課税仕入分について還付を予定している経費については、見合い分を差し引いて計上してください。 ※ 当庁において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第12号）に該当しますので、<u>原則として業務経費の全体が課税対象となります。</u>したがって「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の消費税に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費を計上します。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意してください。 ※ 消費税相当額の計算に当たり、1円未満の端数がある時は切り捨ててください。

(間接経費)

間接経費	<u>直接経費に対して一定比率で手当てされ、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。</u>「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（最新版を参照すること）別表1の経費に使用できるものとします。 ※間接経費の算出に当たり、1円未満の端数があるときは切捨てること。
------	--

(再委託費)

再委託費	<u>委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託するための経費(間接経費相当分を含む)</u>
------	---

なお、本表は「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和5年5月24日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の別紙4 府省共通経費取扱区分表に基づいて作成しております。同表に修正があった場合、本紙も当該修正に倣った見直しを行う可能性がありますので、ご承知おきください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. e-Rad の利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 です。

ただし、サービス時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。また、国民の祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。ヘルプデスク運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く 平日 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 となります。

2. 研究機関の登録

本公募は研究機関等に所属する研究者を対象としているため、研究代表者が所属する研究機関及び研究分担者の所属する全ての研究機関が応募時までにe-Radに登録されていることが必要となります。各研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者より登録申請を行って下さい。研究機関登録様式はe-Radホームページよりダウンロードできます。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

3. 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究代表者、研究に参画する分担研究機関の代表者、補助事業に参画する研究分担者は研究者情報を登録し、研究者番号、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

研究機関等に所属している研究者の情報は研究機関等の事務代表者若しくは事務分担者が登録しますので、登録を依頼して下さい。なお、平成 1 9 年以前に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

なお、研究課題の応募時に、委託事業については、研究代表者は当該研究課題の代表研究機関、研究分担者は代表研究機関又は分担研究機関に所属する研究者として、補助事業については、研究機関に所属する研究者として各々登録されている必要があります。委託事業及び補助事業ともに、研究機関等に所属しない個人登録による研究者は本公募の対象外となりますのでご注意ください。

また、委託事業については、複数の研究機関に所属する研究者であっても、当該研究課題の研究実施機関ではない研究機関の所属として応募することはできませんので、ご注意ください。

4. 応募書類の修正依頼に際しての自動発出メール

応募書類等に修正を要する点が発見された場合、配分機関担当者がe-Rad上で「修正依頼」の措置をとります。「修正依頼」が行われると、e-Radシステムから「詳細は（配分機関担当者）に至急連絡をとってください。」とのメールが自動発出されますが、修正を要する具体的な内

容については別途メール等で配分機関担当者からご連絡しますので、お待ちください。（応募者側から問い合わせさせていただく必要はありません。）

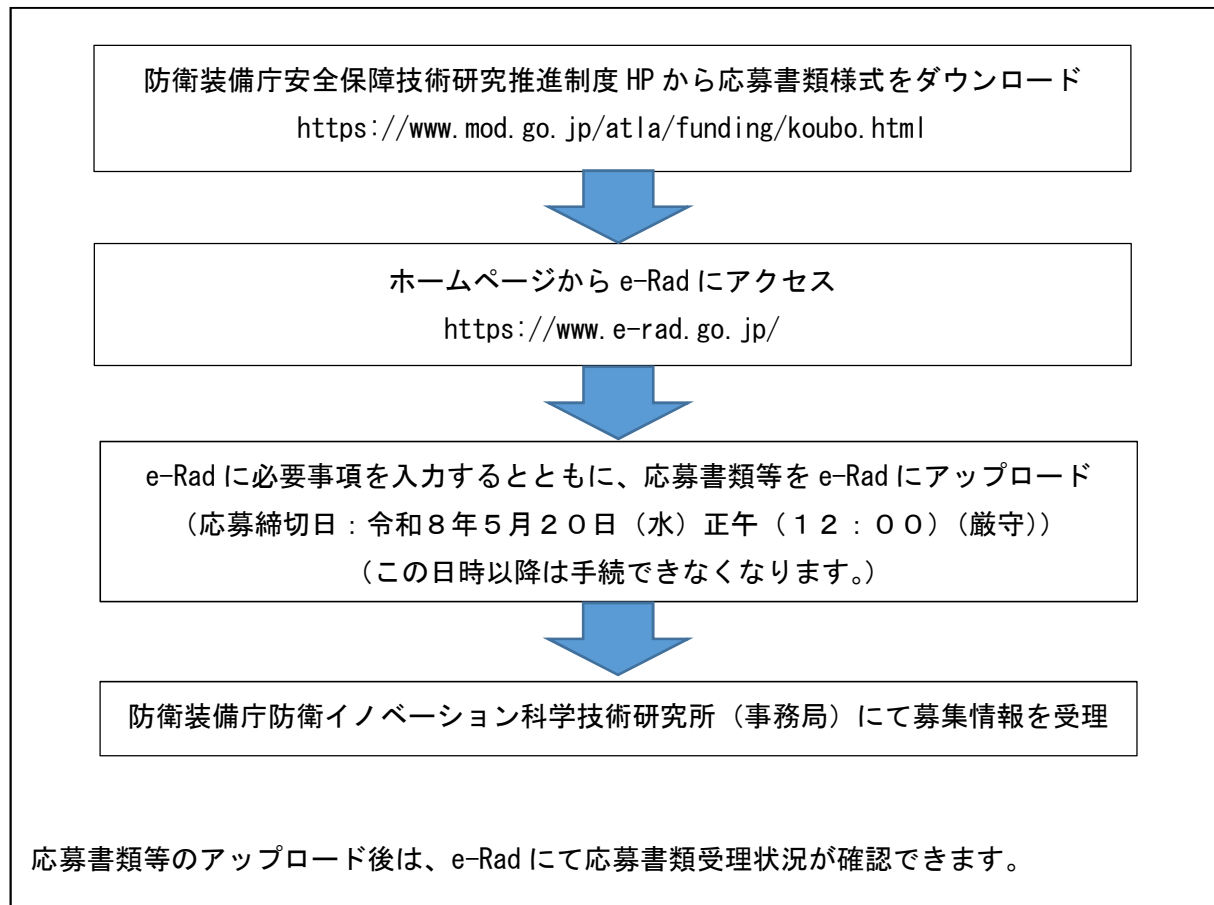


図 e-Rad システムを利用した応募の流れ

研究セキュリティに関する質問票

用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者 【研究代表者（委託・補助）】

「研究代表機関」…PIが所属する研究機関 【代表研究機関（委託・補助）】

「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（学生を含み、PI及びCo-PIを除く。） 【研究分担者（委託・補助）】

「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関 【分担研究機関（委託）または研究分担者が所属する研究機関（補助）】

「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者

【分担研究機関の代表者（委託）または研究分担者が所属する研究機関の代表者（補助）】

「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

「リスト」…経済産業省の外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

本質問票における用語の定義は、特定研究開発プログラムに共通です。安全保障技術研究推進制度（委託事業または補助事業）との対応については、【】内の標記に読み替えていただけるようお願いいたします。

また、本質問票に係る自己申告書は、別添書式を参照してください。

PI の氏名	
所属機関・部署・役職	
研究課題名	

1. 貴機関（研究代表機関）について

リスト名	リストへの掲載の有無/有の場合の該当内容
経済産業省の外国ユーザーリスト	☐ 有 () ☐ 無
米国の統合スクリーニングリスト	☐ 有 () ☐ 無

リスト名	リストへの掲載の有無/有の場合の該当内容
経済産業省の外国ユーザーリスト	☐ 有 () ☐ 無
米国の統合スクリーニングリスト	☐ 有 () ☐ 無

3. リスク確認及びリスク評価について

(1) 提案している研究の体制（以下「研究体制」という。）に含まれている全てのメンバー（PI、Co-PI 及び研究参画者）について、以下の①から⑬までに掲げる事項に関する情報を別添書式（自己申告書）により自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施してください。研究代表機関は、本質問票に対する回答及び自己申告書の写しを当機関（資金配分機関）まで提出してください。

① 学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）

※ 外国の教育機関を記載する場合には、所在国名の記載をお願いします。

※ 交換留学等何らかの在籍教育機関のプログラムに基づいて海外で教育を受けた場合でも、期間が長期（1 カ月以上）に及ぶ場合は国名とともに記載をお願いします。

② 研究経歴・職歴

※ 海外に長期（1 カ月以上）赴任していた場合には、赴任先国の記載と簡単な職責の記載をお願いします。

③ 研究費の取得歴（令和5年度～現在まで）

※ 外国に所在する機関から研究費を支給されていた場合は、国名も記載してください。

④ 研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）（令和5年度～現在まで）

※ 外国に所在する機関から報酬等を支給されていた場合は、国名も記載してください。

⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者（令和5年度～現在まで）

⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）（令和5年度～現在まで）

※ 外国での特許出願の場合、特許内容欄に出願先国の記載をお願いします。

⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴（令和5年度～現在まで）

※ 米国において2019年国防権限法 § 1286により作成されたリスト（通称「1286リスト」）記載のプログラムへの参加歴は漏れなく記載をお願いします。

⑧ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づく処分歴（令和5年度～現在まで）

⑨ リスト（経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリストをいう。以下同じ。）への掲載の有無

⑩ リストに掲載されている機関（以下「リスト掲載機関」という。）への所属の有無（令和5年度～現在まで）

⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無（令和5年度～現在まで）

※ 現在まで交流が続いている場合には、その旨関係内容に記載してください。

⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」¹（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」²（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

¹「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和24 年法律第228 号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和55 年11 月29 日付蔵国第4672 号）を参照のこと。

²「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第25 条第1 項及び外国為替令第17 条第2 項から第4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqua3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

⑬ 国籍

（2）上記（1）に掲げる事項を確認し、デュー・ディリジェンスを実施した結果、リスク軽減措置を実施すべきと考える者はいますか？

☐ はい ☐ いいえ （いずれか選択）

（3）今後、新たに Co-PI 及び研究参画者を追加したい場合は、事前に、上記と同様にデュー・ディリジェンスを実施の上、当機関（資金配分機関）に相談してください。その場合、当機関は、リスク軽減措置を実施するよう要請することがあります。

☐ 記載内容に従います

（4）研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ （いずれか選択）

（5）共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容

- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ （いずれか選択）
--

4. リスク軽減措置について

(1) 「3. リスク確認及びリスク評価について」の(2)に「はい」と回答した場合は、リスクに応じたリスク軽減措置を実施することが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減措置を実施しますか？

(複数回答可)

- ☐ 施設・設備へのアクセス権限の管理
- ☐ オフキャンパス等の研究場所の確保
- ☐ 取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- ☐ (研究参画者が学生の場合などにおいて) 雇用契約を締結することによるガバナンスの強化
- ☐ 研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上
- ☐ 研究データ等の情報へのアクセス権限の管理
- ☐ サイバー攻撃への対策の強化
- ☐ その他

・

・

・

・

(2) 上記の回答について実行可能であることを確認しておく必要があります。

☐ 実行可能であることを確認しました

以上の全ての記載事項について、

- ☐ 研究体制における PI、Co-PI 及び研究参画者の同意を得ました。
- ☐ 研究代表機関及び共同研究機関の担当部署の確認を得ました。

(注) 研究を開始するためには、両方にチェックが入っていることが必要です。

研究セキュリティの確保に係る自己申告書

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（内閣府令和７年１２月）」において確認が求められている以下①～⑬の事項に関する情報について、以下の通り自己申告します。

氏 名 _____

【確認が求められている事項】

※ 以下の全ての質問への回答について、該当ない場合は「該当無し」とご記載ください。

① 学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）

※ 既存のものがある場合は、こちらに記載せず、別添として提出いただければ構いません。

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国の教育機関を記載する場合には、所在国名の記載をお願いします。

※ 交換留学等何らか在籍教育機関のプログラムに基づいて海外で教育を受けた場合でも、期間が長期（１カ月以上）に及ぶ場合は国名とともに記載をお願いします。

〇年〇月	〇〇高等学校入学
〇年〇月	〇〇高等学校卒業
〇年〇月	〇〇大学〇〇学部入学（〇年〇月～〇年〇月までの間、英語学習プログラム参加のため〇〇国の〇〇大学〇〇学部に派遣）

② 研究経歴・職歴

※ 既存のものがある場合は、こちらに記載せず、別添として提出いただければ構いません。

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 海外に長期（１カ月以上）赴任していた場合には、赴任先国の記載と簡単な職責の記載をお願いします。

〇年〇月	〇〇入社
------	------

○年○月 ～○年○ 月	○○の共同研究のため○○大学（○○国）に客員研究員として派遣。

③ 研究費の取得歴（令和５年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国に所在する機関から研究費を支給されていた場合は、国名も記載してください。

取得日	研究費名	支給機関名	期間	総額（円）
○年○ 月		○○機構（○ ○国）		

④ 研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）（令和５年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国に所在する機関から報酬等を支給されていた場合は、国名も記載してください。

年月	受けた支援の内容	支給機関名	期間	総額（円）
○年○ 月		○○機構（○ ○国）		

⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者（令和５年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

発表日	論文名（雑誌名）	筆頭著者名	責任著者名	共著者名
○年○月	○○（○○）			

⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）（令和５年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 外国での特許出願の場合、特許内容欄に出願先国の記載をお願いします。

出願日	特許内容	出願者名	共同発明者名	共同出願人名
○年○月				

⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴（令和５年度～現在まで）

※ 米国において 2019 年国防権限法 § 1286 により作成されたリスト（通称「1286 リスト」）記載のプログラムへの参加歴は漏れなく記載をお願いします。

※ 行は必要に応じて追加してください。

参加期間	プログラム名	主催国・主催機関名

⑧ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づく処分歴（令和５年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

年月	処分歴

⑨ リスト（経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリストをいう。以下同じ。）への掲載の有無

※ 行は必要に応じて追加してください。

該当有無	該当有の場合の該当内容

⑩ リストに掲載されている機関（以下「リスト掲載機関」という。）への所属の有無（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

期間	所属内容

⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無（令和5年度～現在まで）

※ 行は必要に応じて追加してください。

※ 現在まで交流が続いている場合には、その旨関係内容に記載してください。

年月	関係内容	関係有の場合のリスト掲載機関及び研究者名

⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」¹（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」²（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

※ 行は必要に応じて追加してください。

該当有無	該当内容
有（非居住者 or 特定類型）	〇〇

¹「非居住者」については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（昭和 55 年 11 月 29 日付蔵国第 4672 号）を参照のこと。

²「特定類型」については、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済安全保障局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関する Q & A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/12/1）

⑬ 国籍

国籍	〇〇
----	----